

オープンサイエンスのための データ管理基盤ハンドブック

～学術研究者のための“個人情報”の
取扱い方について～

(第 1 版)

2022 年 7 月 27 日

国立情報学研究所

オープンサイエンスのためのデータ管理基盤
ハンドブックにかかる検討会 編

—変更履歴—

version	変更内容	変更者
1	ハンドブック新規作成	国立情報学研究所

目次

1	ハンドブックの趣旨と想定読者	1
1.1	ハンドブックの趣旨	1
1.2	想定読者	2
2	ハンドブックの読み方	3
2.1	ハンドブック各章の関係性	3
2.2	学術研究分野における個人情報等の適正な取扱いチェックリスト	3
3	定義：対象となる情報とは	6
3.1	ポイント	6
3.2	Q&A	7
3.3	個人情報	8
3.4	個人識別符号	9
3.5	要配慮個人情報	11
3.6	個人情報データベース等	14
3.7	個人データ	15
3.8	保有個人データ	16
3.9	保有個人情報	17
3.10	個人関連情報	18
4	定義：対象となる取扱者とは	19
4.1	ポイント	19
4.2	Q&A	20
4.3	個人情報取扱事業者	20
4.4	個人関連情報取扱事業者	21
4.5	匿名加工情報取扱事業者	22
4.6	仮名加工情報取扱事業者	22
5	定義：その他	24
5.1	ポイント	24
5.2	Q&A	24
5.3	通知・公表	26
5.4	本人の同意	26
5.5	提供	27
6	研究利用目的での例外の考え方	28
6.1	ポイント	28
6.2	Q&A	29
6.3	学術研究機関等	29

6.4	学術研究目的	30
6.5	利用目的変更の制限の例外	30
6.6	要配慮個人情報の取得の例外	31
6.7	個人データの第三者提供の制限の例外	32
6.8	学術研究機関等の責務	33
6.9	別表第二法人等	34
7	研究分野毎の留意点	36
7.1	ポイント	36
7.2	Q&A	36
8	研究における個人情報の利用形式の検討	39
8.1	ポイント	39
8.2	Q&A	40
8.3	匿名加工情報	42
8.4	仮名加工情報	43
8.5	統計利用等	44
9	研究の各側面における個人情報取扱の注意点：研究計画の策定	45
9.1	ポイント	45
9.2	Q&A	45
9.3	利用目的の特定	47
9.4	（例外検討）利用目的の変更	48
9.5	利用目的による制限	49
10	研究の各側面における個人情報取扱の注意点：研究における個人情報の取得	50
10.1	ポイント	50
10.2	Q&A	50
10.3	適正取得	52
10.4	（例外検討）要配慮個人情報の取得	52
10.5	利用目的の通知又は公表	53
10.6	直接書面等による取得	54
10.7	利用目的の通知等をしなくてよい場合	55
11	研究の各側面における個人情報取扱の注意点：研究における個人データの管理 ..	57
11.1	ポイント	57
11.2	Q&A	57
11.3	データ内容の正確性の確保等	58
11.4	安全管理措置	59
11.5	従業員の監督	59
11.6	委託先の監督	60
12	研究の各側面における個人情報取扱の注意点：個人情報の共有	62

12.1	ポイント	62
12.2	Q&A	62
12.3	（例外検討）第三者提供の制限.....	66
12.4	第三者に該当しない場合.....	67
12.5	外国にある第三者への提供の制限	71
12.6	第三者提供に係る記録の作成等.....	71
12.7	第三者提供を受ける際の確認等.....	72
13	研究の各側面における個人情報取扱の注意点：保有個人データ・保有個人情報の取扱い.....	73
13.1	ポイント	73
13.2	Q&A	73
13.3	（民間部門）保有個人データに関する事項の公表等	75
13.4	（民間部門）保有個人データの開示	77
13.5	（民間部門）第三者提供記録の開示	79
13.6	（民間部門）保有個人データの訂正等.....	80
13.7	（民間部門）保有個人データの利用停止等	80
13.8	（民間部門）理由の説明.....	82
13.9	（民間部門）開示等の請求等に応じる手続	82
13.10	（民間部門）手数料.....	84
13.11	（民間部門）裁判上の訴えの事前請求.....	84
13.12	（公的部門）個人情報ファイル簿の作成及び公表	84
13.13	（公的部門）保有個人情報の開示	85
13.14	（公的部門）保有個人情報の訂正	86
13.15	（公的部門）保有個人情報の利用停止.....	86
13.16	苦情処理	87
13.17	対外発表時の留意点	88
13.18	研究終了後の保管.....	88
14	講ずべき安全管理措置.....	90
14.1	ポイント	90
14.2	Q&A	90
14.3	基本方針の策定	92
14.4	個人データの取扱いに係る規律の整備.....	92
14.5	組織的安全管理措置	92
14.6	人的安全管理措置.....	94
14.7	物理的安全管理措置	95
14.8	技術的安全管理措置	96
14.9	外的環境の把握	98

凡例

本ハンドブックにおける法令の略称は以下のとおり。

法／個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
施行令	個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）
規則	個人情報の保護に関する法律施行規則 （平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号）

※ 1 本ハンドブックは個人情報保護法（令和 4 年 4 月 1 日施行）に基づく

※ 2 本ハンドブックの解説は個人情報保護委員会による「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）」「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関する Q&A」を引用したほか、個人情報保護委員会その他行政機関の公表資料に基づく

1 ハンドブックの趣旨と想定読者

1.1 ハンドブックの趣旨

近時の学術研究においては、分野を問わず、多種多様なデータを取り扱うことが増えている。データの利活用は、今後の学術研究を加速度的に進展させるために極めて重要な役割を果たすが、一方、取扱いを誤ったときには個人の権利利益が害されることとなり、当該研究の中止や研究成果の撤回に追い込まれるといったリスクも増える等、その取扱いは容易ではない。研究者の皆様からは、とりわけ個人情報を含むデータに関するルールと整合的な取扱いが具体的にどのようなものであるか分からず、その取扱いを躊躇するといった声が聞かれる。さらに、令和3年5月19日に公布されたデジタル社会形成整備法により、個人情報保護法が改正（令和4年4月1日に国の行政機関及び別表第二法人を含む独立行政法人等に係る規律が施行され、令和5年4月1日に地方公共団体の機関及び地方独立行政法人に係る規律が施行予定。以下「令和3年法改正」という。）され、公的部門・民間部門を問わず基本的に民間部門の規律に統一されるとともに、安全管理措置等の規定の適用を受けることになる。そして、学術研究機関等においては、利用目的や第三者提供の制限等に例外が規定される一方で、同法第59条により、同法の遵守とともに、学術研究目的で行う個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、当該措置の内容を公表するよう努めることとされていることから、学術研究機関等において、自主規範策定等によるデータガバナンス体制の構築が求められている。

国立情報学研究所（NII）では、科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）に基づき、研究データの管理・利活用のための我が国の中核的なプラットフォームである研究データ基盤システム NII Research Data Cloud の一部として研究データ管理基盤（以下「データ管理基盤」という。）GakuNin RDM（以下「GRDM」という。）の整備を進めているが、上述の法制度に起因する混乱を避けるべく、「オープンサイエンスのためのデータ管理基盤ハンドブックにかかる検討会」を設置し、日本学術会議と連携し、データを取り扱う際の注意点を丁寧にまとめた研究者のためのハンドブックを作成した。

なお、データの取扱いにおいて配慮すべき事項は、個人情報保護法にとどまらず、著作権法や特許法等の知的財産法も含め幅広い領域にまたがっている。今回は、まずは欧州で大規模な法改正が行われ、米国でも様々に動きがあり、日本でも直近の法改正の影響を大きく受ける個人情報保護法制に焦点を当てる。研究において個人情報を取り扱うに当たっては、本ガイドブックに加えて、個人情報保護委員会が公表している各ガイドライン、Q&A 及び事務対応ガイド等の各種資料を参考にされたい。

本ハンドブック作成に当たっては、検討会のメンバー以外にも、文部科学省、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局、内閣府個人情報保護委員会事務局などの様々な関係者から、要所要所において有益なご助言をいただいた。改めて感謝申し上げます。

また、本ハンドブックの Q&A 作成に当たっては、日本学術会議並びに連携会員に、「オープンサイエンスのためのデータ管理基盤ハンドブック作成のためのアンケート」にご協力をいただき、その回答結果を活かしている。アンケートでは、研究データを円滑に利活用できるようにし、皆様に役立つハンドブックを作成するため、実務の場においてどのような問題点、また課題意識があるかについて伺い、困っていること、悩んでいることをできるだけ具体的に記述いただいた。アンケートにご協力をいただいた方々に感謝申し上げます。

1.2 想定読者

主として大学等の研究機関に属する研究者にとって有用であるようにして作成に当たったが、企業等民間の研究機関に属する研究者にとっても、また、研究のアシスタントや大学事務、さらには研究機関内の研究倫理審査委員会に携わる方や自主規範の策定等データガバナンス体制構築に関係される方にとっても有用な内容となっている。

そのため、普段から個人情報保護法などに親しみがない方にとっても理解しやすいよう、なるべく専門用語は使わず、平易な表現に努めた。

【参考：GRDM】

研究プロジェクトを実施中に、個人の研究者あるいは研究グループが研究データや関連の資料を管理するための研究データ管理基盤で、2021年に運用を開始した。既存のストレージや研究ソフトウェアと連携し、クローズドな空間で、研究プロジェクトに関わるファイルのバージョン管理や、メンバー内でのアクセスコントロールができる。研究公正への対応としての研究証跡を記録する機能や、ファイルを保存する機能を有する。RDMは「研究データ管理 (research data management)」を意味する。

詳細は、以下 URL 参照。

<https://rcos.nii.ac.jp/service/rdm/>

<https://rdm.nii.ac.jp/>

研究データ管理(RDM)サービス GakuNin RDMの概要



2 ハンドブックの読み方

2.1 ハンドブック各章の関係性

本ハンドブックでは、研究分野において配慮すべき事項を検討する前に、前提として必要となる基礎知識について、まずは定義について第3章（対象となる情報）、第4章（対象となる取扱者）、第5章（その他）としてまとめている。これらを踏まえたうえで、研究実務で特に重要になるのは第6章（研究利用目的での例外の考え方）と第7章（研究分野毎の留意点）となる。学術研究機関等における学術研究目的の利用であれば個人情報保護法の一部の規律の適用が除外される（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）一方で、安全管理措置等適用される規律もある点に留意が必要である。また、国立大学や国立研究開発法人等¹においては、個人情報の取扱いについて基本的には民間部門に係る法第4章の規律が適用されるものの、個人情報ファイル、開示等（開示、訂正及び利用停止をいう。以下同じ。）及び匿名加工情報に関する規律については、公的部門に係る法第5章の規律が適用される点にも留意する必要がある。

次に、実際に個人情報を利用する場合を想定し、第8章（利用形式の検討）で匿名加工・仮名加工・統計化等の生データを加工することによる対応を検討いただくこととなる。

個人情報を取り扱う研究を行う際には、研究の各側面における注意点を、第9章（研究計画の策定）、第10章（個人情報の取得）、第11章（個人データの管理）、第12章（個人情報の共有）、第13章（保有個人データ・保有個人情報の取扱い）、第14章（安全管理措置）と詳述している。

各章ではまずポイントを、次いで具体的な Q&A を示したうえで、各項目の詳細を説明している。

なお、本ハンドブックの構成は個人情報保護法上求められる一般的な個人情報等の適正な取扱いの検討枠組みに基づいている。学術研究分野における利用の検討を進めるに当たっては、2.2 に示す学術研究分野における例外の該当性について、あわせて確認する必要がある。

2.2 学術研究分野における個人情報等の適正な取扱いチェックリスト

学術研究分野における個人情報の利用に当たっては、個人情報保護法上、主に3つの例外が認められている²。それぞれ、利用目的による制限の例外、要配慮個人情報取得の制限の例外、第三者提供の制限の例外、がこれに当たる。これによって、通常は個人情報取扱事業者³に課さ

¹ 以下、「別表第二法人等」という（6.9（別表第二法人等）参照）。本文に記載のほか、別表第二法人等が個人情報保護法施行令第18条各号において掲げる業務を行う場合には、当該業務における個人情報の取扱いについては公的部門の安全管理措置に係る法第66条第1項の規定が準用される（法第66条第2項第2号）。

² その他、外国第三者提供の制限（第28条）、第三者提供の確認記録義務（第29条・30条）等についても適用の例外として認められている。

³ 「個人情報保護取扱事業者」は、「個人情報データベース等を事業の用に供している者」をいう（法第2条第5項）。ここでいう「事業」は営利・非営利を問わず、広範に解されることから、例えば大学等の研究機関であっても、個人情報データベース等を一定の目的をもって反復継続して遂行（＝事業）している場合は、個人情報取扱事業者³に該当する。（4.3（個人情報取扱事業者）、3.6（個人情報データベース等）参照）

れる規律が一部緩和されている。

例外は、個人情報の利用で個人情報取扱事業者⁴に課される規律のうち（1. 対象情報）、取扱者（第三者提供においては提供先を含む）が学術研究機関等に該当し（2. 取扱者）、当該利用目的が学術研究目的である場合（3. 利用目的）、に認められ得るため、まずはこれらの該当性の確認を行う必要がある。取扱者が学術研究機関等に該当しないケースや、取扱者が該当する場合であっても学術研究目的に該当しない場合（例：入学試験の実施等）は、例外規定の適用を受けることができない。これらの関係を示したのが、図 2-1「学術研究分野における例外の検討」である。

なお、学術研究機関等に関する適用除外規定が置かれていない規律については、学術研究分野における利用であっても適用があるため、学術研究分野における利用について個人情報の利用が無制限に認められるわけではない。あくまで、規律の一部の適用が除外されるに過ぎず、この適用除外を適切に検討するためには、前提として個人情報取扱事業者にどのような規律が課されるかを把握することが不可欠である。このため、学術研究分野の例外が適用されるようなケースであっても、本ハンドブックの全体をご覧くださいことをおすすめする。適用対象の判断については図 2-2、及び図 2-3 のように判断することができる。

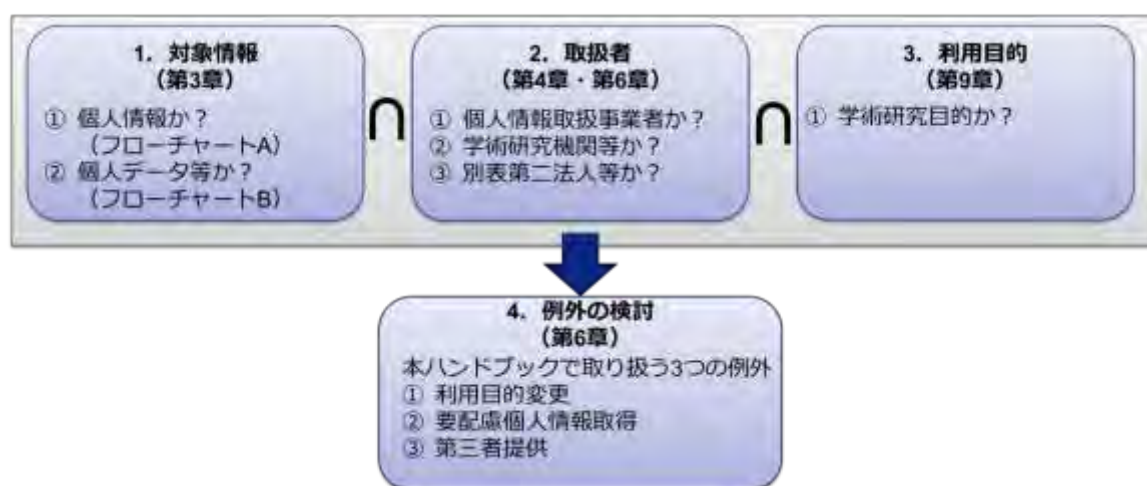


図 2-1 学術研究分野における例外の検討⁴

⁴ その他、外国第三者提供の制限（第 28 条）、第三者提供の確認記録義務（第 29 条・30 条）等についても適用の例外として認められている。

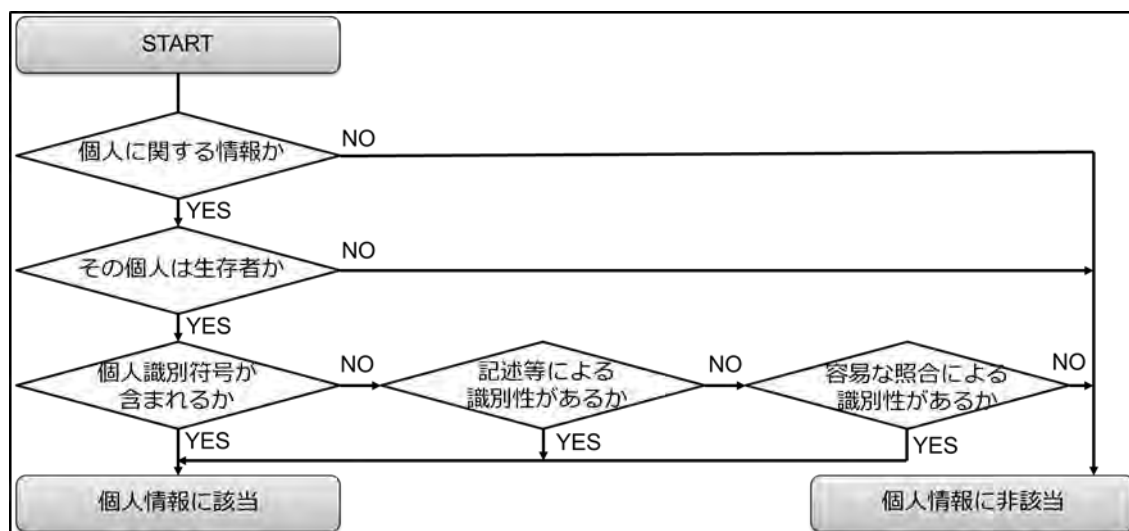


図 2-2 個人情報該当性判断フローチャート（フローチャート A）

出典：岡村久道『個人情報保護法の知識（第 5 版）』
（日本経済新聞社出版・2021 年）66 頁を元に改変

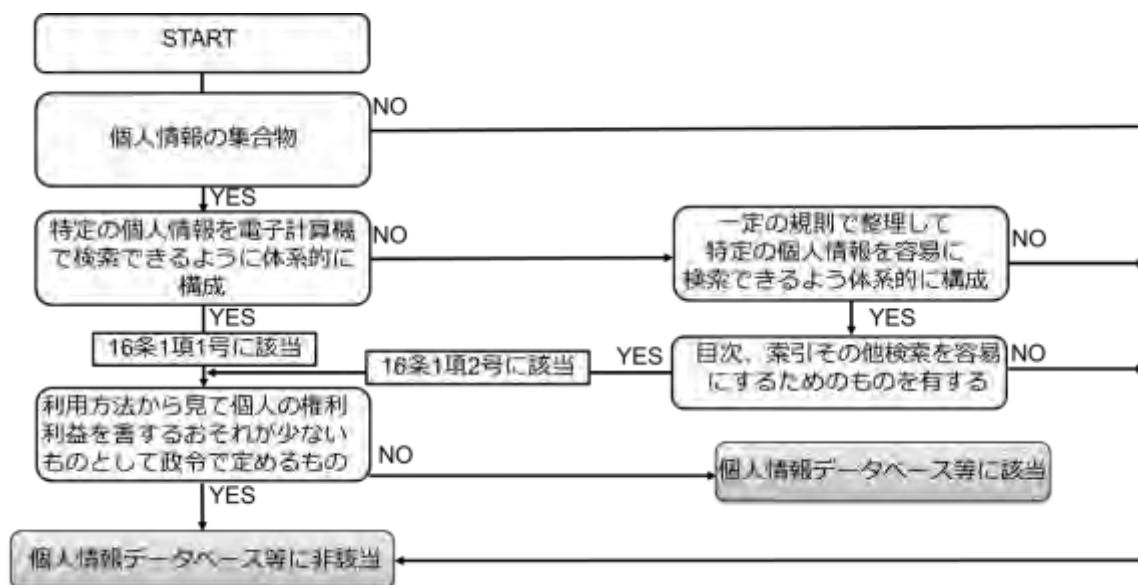


図 2-3 個人情報データベース等該当性判断フローチャート（フローチャート B）⁵

出典：岡村久道『個人情報保護法の知識（第 5 版）』
（日本経済新聞社出版・2021 年）93 頁を元に改変

⁵ 別表第二法人等については法第 5 章の規律のうち、個人情報ファイル、開示等及び匿名加工情報に関する規律の適用を受けることから、これらの規律との関係においては、保有個人情報の該当性についても判断する必要がある。

3 定義：対象となる情報とは

3.1 ポイント

学術研究においてデータの利用を検討する際には、取り扱うデータがどのような規制の対象となるかを確認していくことが重要である。個人情報保護法では、「個人情報」、「要配慮個人情報」、「個人データ」、「保有個人データ」、「個人関連情報」、「仮名加工情報」、「匿名加工情報」、「保有個人情報」等の語を使い分けており、個人情報取扱事業者等に課される義務はそれぞれ異なる。取り扱うデータが個人情報保護法上どの規定の適用を受けるか、特に匿名加工情報の取扱いに関しては国立大学等の別表第二法人等については民間部門に係る規律ではなく公的部門に係る規律が適用されることになるため、この点も踏まえた確認が必要になる。令和3年法改正以前には同じ大学でも、私立大学には民間部門のルール（個人情報保護法）が、国立大学には公的部門のルール（旧独立行政法人個人情報保護法）が適用されていた。令和3年法改正で、学術研究を行う独立行政法人等である別表第二法人等や地方公共団体の機関、地方独立行政法人についても、個人情報の取扱いに関して民間学術研究機関等と同様の規律が適用されることとなったが、匿名加工情報に関する規律等については、引き続き公的部門の規律が適用される⁶。

さて、「個人情報」の定義は3.3に詳述するが、この定義のうち、「特定の個人を識別すること」が「できる」とは、社会通念上、一般人の判断力や理解力をもって、生存する具体的な人物と情報との間に同一性を認めるに至ることができることをいう。氏名のみであっても、基本的には個人情報に該当すると考えられる。また、住所や電話番号、メールアドレス、ニックネーム、IDのみでも特定の個人を識別することができれば個人情報に該当する。基本的に、個別の例を一つ一つ検討していく必要があるが、先に挙げたような例をたよりに「個人情報かもしれない」ことが想定される場合は、第4章等に規定する必要な措置を講じていただくことをおすすめする。また明確に判断できない場合、悩ましい場合は、個人情報保護委員会をはじめとした関係機関に相談をすることも有効である。その情報単体では個人情報に該当しない例としては、企業の財務情報等、法人等の団体そのものに関する情報（団体情報。但し、役員、従業員等に関する情報は除く。）や統計情報（複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計して得られる情報であって、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、「個人に関する情報」に該当するものではないため、個人関連情報にも該当しない。）がある。

「個人情報」に当たるかどうかを判断する要素として、他の情報と「容易に照合」することができ、それにより特定の個人を識別することができるかがある。先に例示したIDについて考えてみると、IDと「特定の個人を識別すること」が「できない」情報Aが紐づけられた状態でデータベース1において管理されている場合、当該ID及び情報Aは個人情報に該当するののかという問題である。一見すると個人情報に該当することはなさそうだが、例えば同じパソコンの中にIDと「特定の個人を識別すること」が「できる」情報Bを紐づけて管理しているデータベース2が存在する場合、ID及び情報Aは、データベース2において管理されている情報Bと容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる情報として、個人情報に当たると考えられる。これは照合する情報が同じパソコン上で管理保存されている場合に限られず、それぞれの情報が同じ研究室内の別のパソコン上で管理保存されている場合や、それぞれの情報が大学内の部門をまたいで保存管理されている場合等、同一の個人情報取

⁶ 別表第二法人等における個人情報保護法の適用関係については第6章、第13章を参照。

扱事業者において保有している情報であれば、基本的には容易に照合することができる情報であるといえることができる状態であると考えられる。

また、特に注意すべき点としては、「特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの」が「個人識別符号」に当たるという点である。これには、DNA、容貌、虹彩、声紋、歩行の態様、静脈、指紋・掌紋やこれらを組み合わせたものをコンピュータで処理できるように変換したもので、特定の個人を識別できるものが該当する。研究等で、個人からこれらの情報を取得して分析する場合には注意が必要である。

研究上では、「要配慮個人情報」を取り扱うこともある。本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報がこれに該当する⁷。要配慮個人情報の取得や第三者提供には、原則として本人の同意が必要となる⁸。また、その取扱いに関して、漏えい等のおそれが生じた場合には個人情報保護委員会に報告及び本人への通知が必要となり、別表第二法人等においては、個人情報ファイルにおける要配慮個人情報の有無について明示する必要があるとされている。

なお、別表第二法人等については、法第 5 章の規律のうち、個人情報ファイル、開示等及び匿名加工情報に関する規律の適用を受け、これらの規律においては保有個人情報該当性を検討する必要があるため、本ガイドブックにおいても参考として保有個人情報の項目を設けた。

また、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いについては、第 8 章（研究における個人情報の利用形式の検討）において記載している。

3.2 Q&A

Q3-1： 新聞やインターネットなどで既に公表されている個人情報は、個人情報保護法の保護対象ですか。

A3-1： 保護の対象です。個人情報保護法では、公知の情報、既に公表されている情報も他の個人情報と区別しません。

Q3-2： 外国に居住する外国人の個人情報についても、個人情報保護法による保護の対象ですか。

A3-2： 対象です。居住地や国籍を問わず、日本にある個人情報取扱事業者及び行政機関等が取り扱う個人情報は、個人情報保護法による保護の対象となります。また、個人情報保護法は、個人情報取扱事業者等が、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、居住地や国籍にかかわらず国内にある者を本人とする個人情報等を外国において取り扱う場合にも適用されます。

Q3-3： 複数人の個人情報を機械学習の学習用データセットとして用いて生成した学習済みパラメータは、個人情報に当たりますか。

⁷ 3.5（要配慮個人情報）参照

⁸ 第 10 章の例外検討（10.4（要配慮個人情報の取得）及び 10.5（利用目的の通知又は公表））を併せて参照

A3-3： 複数人の個人情報を機械学習の学習用データセットとして用いて生成した学習済みパラメータ（重み係数）は、学習済みモデルにおいて、特定の出力を行うために調整された処理・計算用の係数であり、当該パラメータと特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては「個人に関する情報」に該当するものではないため、「個人情報」にも該当しないと考えられます。なお、複数人の個人情報から特徴抽出した後の機械学習データであって個人情報に該当しないものであれば、GRDMを通じてデータ共有することができます。将来的には NII RDC の GRDM と秘匿解析機能を用いることで、安全な環境でデータ管理をしながらデータ解析が可能になります。

Q3-4： 録音した音声は個人情報に該当しますか。また、録音する旨を相手に伝える必要がありますか。

A3-4： 個人情報に該当する場合があります。録音した音声から特定の個人を特定できる場合（その他の情報と容易に照合でき、それによって特定の個人を識別できる場合を含みます。）です。個人情報に該当する場合、利用目的を通知又は公表する義務を負いますが、録音していることについて伝える義務までは負いません。なお、個人情報取扱事業者及び行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならないとされていることに留意する必要があります。

3.3 個人情報

第2条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

「個人情報⁹」とは、生存する「個人に関する情報¹⁰¹¹」であつて、「当該情報に含まれる氏名、

⁹ 法は、「個人情報」（3.3（個人情報）参照）、「個人データ」（3.7（個人データ）参照）、「保有個人データ」（3.8（保有個人データ）参照）、「要配慮個人情報」（3.5（要配慮個人情報）参照）、「匿名加工情報」（8.3（匿名加工情報）参照）等の語を使い分けており、個人情報取扱事業者等に課される義務はそれぞれ異なるので、注意を要する。

¹⁰ 死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報に該当する。

¹¹ 法人その他の団体は「個人」に該当しないため、法人等の団体そのものに関する情報は「個人情報」に該当しない（ただし、役員、従業員等に関する情報は個人情報に該当する。）。なお、「個人」は日本国民に限らず、外国人も含まれる。

生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ¹²、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）」（法第2条第1項第1号）、又は「個人識別符号¹³が含まれるもの」（同項第2号）をいう。

「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない。

【個人情報に該当する事例】

事例1) 本人の氏名

事例2) 生年月日、連絡先（住所・居所・電話番号・メールアドレス）、会社における職位又は所属に関する情報について、それらと本人の氏名を組み合わせた情報

事例3) 防犯カメラに記録された情報等本人が判別できる映像情報

事例4) 本人の氏名が含まれる等の理由により、特定の個人を識別できる音声録音情報

事例5) 特定の個人を識別できるメールアドレス（`kojin_ichiro@example.com` 等のようにメールアドレスだけの情報の場合であっても、`example` 社に所属するコジンイチロウのメールアドレスであることが分かるような場合等）

事例6) 個人情報を取得後に当該情報に付加された個人に関する情報（取得時に生存する特定の個人を識別することができなかったとしても、取得後、新たな情報が付加され、又は照合された結果、生存する特定の個人を識別できる場合は、その時点で個人情報に該当する。）

事例7) 官報、電話帳、職員録、法定開示書類（有価証券報告書等）、新聞、ホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）等で公にされている特定の個人を識別できる情報

3.4 個人識別符号

第2条

2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記

¹² 「他の情報と容易に照合することができ」とは、個人情報取扱事業者の実態に即して個々の事例ごとに判断されるべきであるが、通常の業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することができる状態をいい、例えば、他の個人情報取扱事業者への照会を要する場合等であって照合が困難な状態は、一般に、容易に照合することができない状態であると解される。

¹³ 個人識別符号については、3.4（個人識別符号）を参照のこと。

録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別できるものとして個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号。以下「政令」という。）に定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となる¹⁴¹⁵。

具体的な内容は、政令第 1 条及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）第 2 条から第 4 条までに定めるとおりである。

政令第 1 条第 1 号においては、同号イからトまでに掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号のうち、「特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの」が個人識別符号に該当するとされている。当該基準は規則第 2 条において定められているところ、この基準に適合し、個人識別符号に該当することとなるものは次のとおりである。

イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列

ゲノムデータ（細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列を文字列で表記したもの）のうち、全核ゲノムシーケンズデータ、全エクソームシーケンズデータ、全ゲノム一塩基多型（single nucleotide polymorphism：SNP）データ、互いに独立な 40 箇所以上の SNP から構成されるシーケンズデータ、9 座位以上の 4 塩基単位の繰り返し配列（short tandem repeat：STR）等の遺伝型情報により本人を認証することができるようにしたもの

ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状から抽出した特徴情報を、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの

ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様から、赤外光や可視光等を用い、抽出した特徴情報を、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの

ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化によって定まる声の質
音声から抽出した発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化に関する特徴情報を、話者認識システム等本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの

¹⁴ 3.3（個人情報）参照

¹⁵ 「その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように」（法第 2 条第 2 項第 2 号）とは、文字、番号、記号その他の符号が利用者等によって異なるようにすることをいう。

ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様から抽出した特徴情報を、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの

ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状等から、赤外光や可視光等を用い抽出した特徴情報を、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの

ト 指紋又は掌紋

(指紋) 指の表面の隆線等で形成された指紋から抽出した特徴情報を、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの

(掌紋) 手のひらの表面の隆線や皺等で形成された掌紋から抽出した特徴情報を、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの

チ 組合せ

政令第1条第1号イからトまでに掲げるものから抽出した特徴情報を、組み合わせ、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの

3.5 要配慮個人情報

第2条

- 3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

「要配慮個人情報」とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして次の(1)から(11)までの記述等が含まれる個人情報をいう。

要配慮個人情報の取得や第三者提供には、原則として本人の同意が必要であり、法第23条第2項の規定による第三者提供（オプトアウトによる第三者提供）は認められていないので、注意が必要である¹⁶。

なお、次に掲げる情報を推知させる情報にすぎないもの（例：宗教に関する書籍の購買や貸出しに係る情報等）は、要配慮個人情報には含まない。

(1) 人種

人種、世系又は民族的若しくは種族的出身を広く意味する。なお、単純な国籍や「外国人」

¹⁶ 10.4（要配慮個人情報の取得の制限）、12.3（第三者提供の制限）、12.4（第三者に該当しない場合）参照

という情報は法的地位であり、それだけでは人種には含まない。また、肌の色は、人種を推知させる情報にすぎないため、人種には含まない。

(2) 信条

個人の基本的なものの見方、考え方を意味し、思想と信仰の双方を含むものである。

(3) 社会的身分

ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位を意味し、単なる職業的地位や学歴は含まない。

(4) 病歴

病気に罹患した経歴を意味するもので、特定の病歴を示した部分（例：特定の個人ががん罹患している、統合失調症を患っている等）が該当する。

(5) 犯罪の経歴

前科、すなわち有罪の判決を受けこれが確定した事実が該当する。

(6) 犯罪により害を被った事実

身体的被害、精神的被害及び金銭的被害の別を問わず、犯罪の被害を受けた事実を意味する。具体的には、刑罰法令に規定される構成要件に該当し得る行為のうち、刑事事件に関する手続に着手されたものが該当する。

(7) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること（政令第2条第1号関係）

次の①から④までに掲げる情報をいう。この他、当該障害があること又は過去にあったことを特定させる情報（例：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害福祉サービスを受けていること又は過去に受けていたこと）も該当する。

①「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害」があることを特定させる情報

医師又は身体障害者更生相談所により、別表に掲げる身体上の障害があることを診断又は判定されたこと（別表上の障害の名称や程度に関する情報を含む。）

都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長から身体障害者手帳の交付を受け、これを所持していること又は過去に所持していたこと（別表上の障害の名称や程度に関する情報を含む。）

本人の外見上明らかに別表に掲げる身体上の障害があること

②「知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害」があることを特定させる情報

医師、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センタ

一により、知的障害があると診断又は判定されたこと（障害の程度に関する情報を含む。）

都道府県知事又は指定都市の長から療育手帳の交付を受け、これを所持していること又は過去に所持していたこと（障害の程度に関する情報を含む。）

- ③「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第 2 条第 1 項に規定する発達障害を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害を除く。）」があることを特定させる情報

医師又は精神保健福祉センターにより精神障害や発達障害があると診断又は判定されたこと（障害の程度に関する情報を含む。）

都道府県知事又は指定都市の長から精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、これを所持していること又は過去に所持していたこと（障害の程度に関する情報を含む。）

- ④「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの」があることを特定させる情報

医師により、厚生労働大臣が定める特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けていると診断されたこと（疾病の名称や程度に関する情報を含む。）

- (8) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果（政令第 2 条第 2 号関係）¹⁷

疾病の予防や早期発見を目的として行われた健康診査、健康診断、特定健康診査、健康測定、ストレスチェック、遺伝子検査（診療の過程で行われたものを除く。）等、受診者本人の健康状態が判明する検査の結果が該当する。

具体的な事例としては、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づいて行われた健康診断の結果、同法に基づいて行われたストレスチェックの結果、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に基づいて行われた特定健康診査の結果などが該当する。また、法律に定められた健康診査の結果等に限定されるものではなく、人間ドックなど保険者や事業主が任意で実施又は助成する検査の結果も該当する。さらに、医療機関を介さないで行われた遺伝子検査により得られた本人の遺伝型とその遺伝型の疾患へのかかりやすさに該当する結果等も含まれる。なお、健康診断等を受診したという事実は該当しない。

なお、身長、体重、血圧、脈拍、体温等の個人の健康に関する情報を、健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係ない方法により知り得た場合は該当しない。

¹⁷ 遺伝子検査により判明する情報の中には、差別、偏見につながり得るもの（例：将来発症し得る可能性のある病気、治療薬の選択に関する情報等）が含まれ得るが、当該情報は、「本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査の結果」（政令第 2 条第 2 号関係）又は「健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと」（政令第 2 条第 3 号関係）に該当し得る。

(9) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと（政令第2条第3号関係）

「健康診断等の結果に基づき、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導が行われたこと」とは、健康診断等の結果、特に健康の保持に努める必要がある者に対し、医師又は保健師が行う保健指導等の内容が該当する。

指導が行われたことの具体的な事例としては、労働安全衛生法に基づき医師又は保健師により行われた保健指導の内容、同法に基づき医師により行われた面接指導の内容、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき医師、保健師、管理栄養士により行われた特定保健指導の内容等が該当する。また、法律に定められた保健指導の内容に限定されるものではなく、保険者や事業主が任意で実施又は助成により受診した保健指導の内容も該当する。なお、保健指導等を受けたという事実も該当する。

「健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により診療が行われたこと」とは、病院、診療所、その他の医療を提供する施設において診療の過程で、患者の身体の状態、病状、治療状況等について、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者が知り得た情報全てを指し、例えば診療記録等がこれに該当する。また、病院等を受診したという事実も該当する。

「健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により調剤が行われたこと」とは、病院、診療所、薬局、その他の医療を提供する施設において調剤の過程で患者の身体の状態、病状、治療状況等について、薬剤師（医師又は歯科医師が自己の処方箋により自ら調剤する場合を含む。）が知り得た情報全てを指し、調剤録、薬剤服用歴、お薬手帳に記載された情報等が該当する。また、薬局等で調剤を受けたという事実も該当する。

なお、身長、体重、血圧、脈拍、体温等の個人の健康に関する情報を、健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係のない方法により知り得た場合は該当しない。

(10) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと（犯罪の経歴を除く。）（政令第2条第4号関係）

本人を被疑者又は被告人として刑事事件に関する手続が行われたという事実が該当する。他人を被疑者とする犯罪捜査のために取調べを受けた事実や、証人として尋問を受けた事実に関する情報は、本人を被疑者又は被告人としていないことから、これには該当しない。

(11) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと（政令第2条第5号関係）

本人を非行少年又はその疑いのある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたという事実が該当する。

3.6 個人情報データベース等

第16条 この章及び第8章において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少

ないものとして政令で定めるものを除く。)をいう。

- 一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

「個人情報データベース等」とは、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した、個人情報を含む情報の集合物をいう。また、コンピュータを用いていない場合であっても、紙面で処理した個人情報を一定の規則（例えば、五十音順等）に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものも該当する。

ただし、次の（１）から（３）までのいずれにも該当するものは、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないため、個人情報データベース等には該当しない。

- （１）不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行されたものであって、かつ、その発行が法又は法に基づく命令の規定に違反して行われたものでないこと。
- （２）不特定かつ多数の者により随時に購入することができ、又はできたものであること。
- （３）生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること。

【個人情報データベース等に該当する事例】

- 事例１）電子メールソフトに保管されているメールアドレス帳（メールアドレスと氏名を組み合わせた情報を入力している場合）
- 事例２）インターネットサービスにおいて、ユーザーが利用したサービスに係るログ情報がユーザーID によって整理され保管されている電子ファイル（ユーザーID と個人情報を容易に照合することができる場合）
- 事例３）従業者が、名刺の情報を業務用パソコン（所有者を問わない。）の表計算ソフト等を用いて入力・整理している場合
- 事例４）人材派遣会社が登録カードを、氏名の五十音順に整理し、五十音順のインデックスを付してファイルしている場合

【個人情報データベース等に該当しない事例】

- 事例１）従業者が、自己の名刺入れについて他人が自由に閲覧できる状況に置いていても、他人には容易に検索できない独自の分類方法により名刺を分類した状態である場合
- 事例２）アンケートの戻りはがきが、氏名、住所等により分類整理されていない状態である場合
- 事例３）市販の電話帳、住宅地図、職員録、カーナビゲーションシステム等

3.7 個人データ

第 16 条

3 この章において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

「個人データ」とは、個人情報取扱事業者が管理する「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいう。

なお、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないため、個人情報データベース等から除かれているもの（例：市販の電話帳、住宅地図等）を構成する個人情報は、個人データに該当しない。

【個人データに該当する事例】

事例 1) 個人情報データベース等から外部記録媒体に保存された個人情報

事例 2) 個人情報データベース等から紙面に出力された帳票等に印字された個人情報

【個人データに該当しない事例】

事例) 個人情報データベース等を構成する前の入力用の帳票等に記載されている個人情報

3.8 保有個人データ

第 16 条

4 この章において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの以外のものをいう。

「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、本人又はその代理人から請求される開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の全てに応じることができる権限を有する¹⁸「個人データ」をいう。

ただし、個人データのうち、次に掲げるものは、「保有個人データ」ではない。

(1) 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの。

事例) 家庭内暴力、児童虐待の被害者の支援団体が保有している、加害者（配偶者又は親権者）及び被害者（配偶者又は子）を本人とする個人データ

(2) 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの。

¹⁸ 具体的な対応が必要となる場合等については、13 章（13.5（民間部門）、13.12（公的部門）など）を参照のこと。なお、個人データの取扱いについて、委託等により複数の個人情報取扱事業者が関わる場合には、契約等の実態によって、どの個人情報取扱事業者がこれに応じる権限を有しているのかについて判断することとなる。

事例 1) 暴力団等の反社会的勢力による不当要求の被害等を防止するために事業者が保有している、当該反社会的勢力に該当する人物を本人とする個人データ

事例 2) 不審者や悪質なクレマー等による不当要求の被害等を防止するために事業者が保有している、当該行為を行った者を本人とする個人データ

(3) 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの。

事例 1) 製造業者、情報サービス事業者等が保有している、防衛に関連する兵器・設備・機器・ソフトウェア等の設計又は開発の担当者名が記録された、当該担当者を本人とする個人データ

事例 2) 要人の訪問先やその警備会社が保有している、当該要人を本人とする行動予定等の個人データ

(4) 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの。

事例 1) 警察から捜査関係事項照会等がなされることにより初めて取得した個人データ

事例 2) 警察から契約者情報等について捜査関係事項照会等を受けた事業者が、その対応の過程で作成した照会受理簿・回答発信簿、照会対象者リスト等の個人データ（なお、当該契約者情報自体は「保有個人データ」に該当する。）

事例 3) 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）第 8 条第 1 項に基づく疑わしい取引（以下「疑わしい取引」という。）の届出の有無及び届出に際して新たに作成した個人データ

事例 4) 振り込め詐欺に利用された口座に関する情報に含まれる個人データ

3.9 保有個人情報

第 60 条 この章及び第 8 章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員（独立行政法人等にあつては、その役員を含む。以下この章及び第 8 章において同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。）第 2 条第 2 項に規定する行政文書をいう。）又は法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。）第 2 条第 2 項に規定する法人文書（同項第四号に掲げるものを含む。）をいう。）（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。

2 この章及び第 8 章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものの

3.10 個人関連情報

第2条

7 この法律において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

「個人に関する情報」とは、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報である。「個人に関する情報」のうち、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものは、個人情報に該当するため、個人関連情報には該当しない。

また、統計情報は、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、「個人に関する情報」に該当するものではないため、個人関連情報にも該当しない。

【個人関連情報に該当する事例¹⁹】

事例1) Cookie等の端末識別子を通じて収集された、ある個人のウェブサイトの閲覧履歴

事例2) メールアドレス（個人情報でないもの）に結び付いた、ある個人の年齢・性別・家族構成等

事例3) ある個人の商品購買履歴・サービス利用履歴

事例4) ある個人の位置情報

事例5) ある個人の興味・関心を示す情報

¹⁹ 個人情報に該当する場合は、個人関連情報に該当しないことになる。例えば、一般的に、ある個人の位置情報は、それ自体では個人情報に該当しないものではあるが、個人に関する位置情報が連続的に蓄積される等して特定の個人を識別することができる場合には、個人情報に該当し、個人関連情報には該当しないことになる。

4 定義：対象となる取扱者とは

4.1 ポイント

「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利の別は問われない。個人情報データベース等を事業の用に供している者であれば、当該個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の多寡にかかわらず、個人情報取扱事業者に該当する。法人格のない、権利能力のない社団（任意団体）又は個人であっても、個人情報データベース等を事業の用に供している場合は個人情報取扱事業者に該当する。学会等をはじめとして研究者個人が個人情報取扱事業者に該当する場合もある。なお、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人は個人情報取扱事業者から除かれている。

個人情報取扱事業者には、大きく、以下のようなことが義務づけられている。

- 個人情報を取り扱うに当たっては利用目的をできる限り特定し、原則として利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。
- 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。
- 個人情報を取得する場合には、利用目的を通知・公表しなければならない。なお、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）で個人情報を取得する場合には、あらかじめ本人に利用目的を明示しなければならない。
- 偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。
- あらかじめ本人の同意を得ずに要配慮個人情報を取得してはならない。
- 個人データを安全に管理し、従業員や委託先も監督しなければならない。
- 個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって一定の場合には、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告し、本人に通知を行わなければならない。
- あらかじめ本人の同意を得ずに第三者に個人データを提供してはならない。
- 外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を取得しようとする場合には、本人に対し、あらかじめ当該外国における個人情報の保護に関する制度についての情報等を当該本人に提供しなければならない。
- 個人データの第三者提供を行う場合及び第三者提供を受ける場合には、必要な事項について確認し記録しなければならない。
- 第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるときは、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。
- 保有個人データに関し、個人情報取扱事業者の氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名、安全管理のために講じた措置等について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。
- 事業者の保有する個人データに関し、本人からの求めがあった場合には、その開示を行わなければならない。

- 事業者が保有する個人データの内容が事実でないという理由で本人から個人データの訂正や削除、利用や第三者提供の停止を求められた場合、訂正や削除、利用や第三者提供の停止に応じなければならない。
- 個人情報の取扱いに関する苦情を、適切かつ迅速に処理しなければならない。

4.2 Q&A

Q4-1： 学会のような団体も、個人情報取扱事業者として、個人情報保護法の規制を受けるのですか。

A4-1： 受けます。非営利の活動を行っている団体であっても、個人情報データベース等を事業の用に供している場合は、個人情報取扱事業者に該当します。ここでいう「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいいます。NPO 法人や自治会・町内会、同窓会、PTA のほか、サークルやマンション管理組合なども、個人情報データベース等を事業の用に供していれば、個人情報取扱事業者に該当します。

Q4-2： 大学で示されているルールを守る以外に個人情報に関してどのような義務がありますか。

A4-2： 個人情報保護法により、個人情報取扱事業者には、主に 4.1（ポイント）で示したような義務が課せられます。これらの詳細については、4.3 項以下をご覧ください。なお、国立大学法人を含む別表第二法人等は適用される規律が一部異なりますので、併せて、別表第二法人等に関する項目（6.9 別表第二法人等）をご覧ください。

4.3 個人情報取扱事業者

第 16 条

2 この章及び第六章から第八章までにおいて「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

- 一 国の機関
- 二 地方公共団体
- 三 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）
- 四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）

第 2 条

- 9 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び別表第 1 に掲げる法人をいう。
- 10 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。
- 11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

一 行政機関

二 独立行政法人等（別表第 2 に掲げる法人を除く。第 16 条第 2 項第 3 号、第 63 条、第 78 条第 7 号イ及びロ、第 89 条第 3 項から第 5 項まで、第 117 条第 3 項から第 5 項まで並びに第 123 条第 2 項において同じ。）

「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者のうち、国の機関、地方公共団体、法第 2 条第 9 項に規定する独立行政法人等（別表第 2 に掲げる法人を除く。）及び法第 2 条第 10 項に規定する地方独立行政法人を除いた者をいう。

ここでいう「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利の別は問わない。

また、個人情報データベース等を事業の用に供している者であれば、当該個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の多寡にかかわらず、個人情報取扱事業者に該当する。

なお、法人格のない、権利能力のない社団（任意団体）又は個人であっても、個人情報データベース等を事業の用に供している場合は個人情報取扱事業者に該当する。

4.4 個人関連情報取扱事業者

第 16 条

7 この章、第 6 章及び第 7 章において「個人関連情報取扱事業者」とは、個人関連情報を含む情報の集合体であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第 31 条第 1 項において「個人関連情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第 2 項各号に掲げる者を除く。

政令第 8 条 法第 16 条第 7 項の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合体に含まれる個人関連情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

「個人関連情報取扱事業者」とは、個人関連情報データベース等を事業の用に供している者のうち、国の機関、地方公共団体、法第 2 条第 9 項に規定する独立行政法人等（別表第 2 に掲げる法人を除く。）及び法第 2 条第 10 項に規定する地方独立行政法人を除いた者をいう。

「個人関連情報を含む情報の集合体であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」とは、特定の個人関連情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した、個人関連情報を含む情報の集合体をいう。また、コンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体の個人関連情報を一定の規則に従って整理・分類し、特定の個人関連情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものも該当する。

ここでいう「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利の別は問わない。なお、法人格のない、権利能力のない社団（任意団体）又は個人であっても、個人関連情報データベース等を事業の用に供している場合は、個人関連情報取扱事業者に該当する。

4.5 匿名加工情報取扱事業者

第 16 条

6 この章、第 6 章及び第 7 章において「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報を含む情報の集合体であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第 43 条第 1 項において「匿名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第 2 項各号に掲げる者を除く。

政令第 7 条 法第 16 条第 6 項の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合体に含まれる匿名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報データベース等を事業の用に供している者のうち、国の機関、地方公共団体、法第 2 条第 9 項に規定する独立行政法人等（別表第 2 に掲げる法人を除く。）及び法第 2 条第 10 項に規定する地方独立行政法人を除いた者をいう。

「匿名加工情報を含む情報の集合体であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」とは、特定の匿名加工情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した、匿名加工情報を含む情報の集合体をいう。また、コンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体の匿名加工情報を一定の規則に従って整理・分類し、特定の匿名加工情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものも該当する。

ここでいう「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利の別は問わない。なお、法人格のない、権利能力のない社団（任意団体）又は個人であっても匿名加工情報データベース等を事業の用に供している場合は匿名加工情報取扱事業者に該当する。

4.6 仮名加工情報取扱事業者

第 16 条

5 この章、第 6 章及び第 7 章において「仮名加工情報取扱事業者」とは、仮名加工情報を含む情報の集合体であって、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第 41 条第 1 項において「仮名加工

情報データベース等」という。)を事業の用に供している者をいう。
ただし、第2項各号に掲げる者を除く。

政令第6条 法第16条第5項の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合物に含まれる仮名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう

「仮名加工情報取扱事業者」とは、仮名加工情報データベース等を事業の用に供している者のうち、国の機関、地方公共団体、法第2条第9項に規定する独立行政法人等（別表第2に掲げる法人を除く。）及び法第2条第10項に規定する地方独立行政法人を除いた者をいう。

「仮名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」とは、特定の仮名加工情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した、仮名加工情報を含む情報の集合物をいう。また、コンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体の仮名加工情報を一定の規則に従って整理・分類し、特定の仮名加工情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものも該当する。

ここでいう「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利の別は問わない。なお、法人格のない、権利能力のない社団（任意団体）又は個人であっても、仮名加工情報データベース等を事業の用に供している場合は、仮名加工情報取扱事業者に該当する。

5 定義：その他

5.1 ポイント

個人情報保護法においては、利用目的の通知又は公表が求められる（法第 21 条第 1 項）など、一定の事項について公表することが求められる場面があるところ、第 4 章で確認したとおり、個人情報保護法における「公表」とは、広く一般に自己の意思を知らせることであり、公表に当たっては、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、合理的かつ適切な方法による必要がある。ホームページで公表することも可能と解されるが、取り扱う個人情報の本人にとってそのホームページが合理的に把握可能であることを含め、分かりやすい場所への掲載が求められるものと解される。

個人情報保護法における「本人の同意」とは、本人の個人情報が、個人情報取扱事業者又は行政機関等によって示された取扱方法で取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいい、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。法定代理人等から同意を得る必要がある子どもの具体的な年齢は、対象となる個人情報の項目や事業の性質等によって、個別具体的に判断されるべきだが、一般的には 12 歳から 15 歳までの年齢以下の子どもについて、法定代理人等から同意を得る必要があると考えられる。

個人情報保護法第 4 章におけるいくつかの義務の例外として規定されている「法令に基づく場合」の「法令」には、「法律」のほか、法律に基づいて制定される「政令」「府省令」や地方自治体が制定する「条例」などが含まれるが、一方、行政機関の内部における命令や指示である「訓令」や「通達」は、「法令」に含まれない。

5.2 Q&A

Q5-1： 本人に対して、一定期間内に回答がない場合には同意したものとみなす旨の電子メールを送り、当該期間を経過した場合に、本人の同意を得たこととすることはできますか。

Q5-1： できません。本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならないため、一定期間回答がなかったことのみをもって、一律に本人の同意を得たものとはなりません。

Q5-2： 個人情報が含まれる研究成果を論文のかたちで発表することは、個人データの「提供」に当たるのでしょうか。

A5-2： 個人データの「提供」とは、当該個人データを取り扱っている個人情報取扱事業者以外の者が利用可能な状態に置くことをいいますので、個人情報データベース等を構成する個人情報が含まれる研究成果を論文のかたちで発表することは個人データの「提供」に当たると考えられます。個人情報や個人データが含まれる論文を取り扱う場合には、利用目的の通知又は公表や第三者提供の同意等、個人情報取扱事業者に係る規律を遵守する必要があるため、慎重な対応が望まれます。なお、学術研究機関等が個人データを提供する場合であり、かつ、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ない場合（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）には、法第 27 条第 1 項第 5 号の学術研究に係る例外規定の適用があり

ます。

Q5-3： クラウド環境を利用して研究者同士で個人データを共有しています。どのような問題がありますか。

A5-3： クラウド環境で個人データについて当該個人データを取り扱っている個人情報取扱事業者以外の者と共有することは個人データの提供に当たると考えられるため、①提供元が学術研究機関等に当たり、学術研究成果の公表又は教授のためにやむを得ず提供する場合、②提供元が学術研究機関等に当たり提供先の研究者と共同研究をする場合であって、提供元が当該個人データを学術研究目的で提供する必要がある場合、③提供先が学術研究機関等に当たり、当該者が個人データを学術研究目的で取り扱う必要がある場合など法第 27 条第 1 項各号に該当する場合や委託に伴い提供する場合（法第 27 条第 5 項）など一定の場合を除いて、本人の同意が必要となります。①～③いずれの場合も、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合には同意が必要になります。

Q5-4： パスワードがかかった USB メモリを紛失しました。個人データの漏えいに当たりますか。

A5-4： 漏えい（又は漏えいのおそれ）に該当し得ると考えられるため、法 26 条の規律に従った対応が必要となります。パスワードが破られればデータが参照可能なためです。なお、暗号化した個人データを含むファイルを GRDM で取り扱うことで、USB メモリの紛失を防止できます。

Q5-5： 数十年前に撮影した患者の写真を同意なく論文に掲載してよいのでしょうか。

A5-5： どのような写真なのか、掲載のされ方にもよりますが、患者の写真が個人データに当たる場合には、当該写真の論文への掲載及び公表は個人データの第三者提供に該当するため、原則として当該患者の同意を得る必要があります。また、個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱うことができません。もっとも、学術研究機関等が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合には、例外規定が適用される可能性がありますので、第 6 章（研究目的での例外的考え方）をご参照ください。

Q5-6： 公開した研究成果に基づいて将来どのような影響があるか分かりません。同意を得ていれば、将来問題が起こったとしても訴えられることはなくなるのでしょうか。

A5-6： 公開した研究成果に個人データが含まれる場合には、個人情報保護法の規定に従って同意を取得したり、適切な安全管理措置を講じることなどが求められますが、個人情報保護法の規律を遵守している場合であっても、プライバシー権等の侵害を理由に民事上の不法行為責任を追及されるなどの問題が発生する可能性はあるため、個人情報保護法の規律を遵守することをもって当該研究成果に関して発生する全ての問題について免責されるわけではありません。

5.3 通知・公表

第 21 条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

■「本人に通知」

「本人に通知」とは、本人に直接知らしめることをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。

【本人への通知に該当する事例】

- 事例 1) ちらし等の文書を直接渡すことにより知らせること
- 事例 2) 口頭又は自動応答装置等で知らせること
- 事例 3) 電子メール、FAX 等により送信し、又は文書を郵便等で送付することにより知らせること

■公表

「公表」とは、広く一般に自己の意思を知らせること（不特定多数の人々が知ることができるように発表すること）をいい、公表に当たっては、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、合理的かつ適切な方法によらなければならない。

【公表に該当する事例】

- 事例 1) 自社のホームページのトップページから 1 回程度の操作で到達できる場所への掲載
- 事例 2) 自社の店舗や事務所等、顧客が訪れることが想定される場所におけるポスター等の掲示、パンフレット等の備置き・配布
- 事例 3) （通信販売の場合）通信販売用のパンフレット・カタログ等への掲載

5.4 本人の同意

第 18 条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

「本人の同意」とは、本人の個人情報が、個人情報取扱事業者によって示された取扱方法で取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう（当該本人であることを確認できていることが前提となる。）。

また、「本人の同意を得（る）」とは、本人の承諾する旨の意思表示を当該個人情報取扱事業者が認識することをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならない。

なお、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。

【本人の同意を得ている事例】

事例 1) 本人からの同意する旨の口頭による意思表示

事例 2) 本人からの同意する旨の書面（電磁的記録を含む。）の受領

事例 3) 本人からの同意する旨のメールの受信

事例 4) 本人による同意する旨の確認欄へのチェック

事例 5) 本人による同意する旨のホームページ上のボタンのクリック

事例 6) 本人による同意する旨の音声入力、タッチパネルへのタッチ、ボタンやスイッチ等による入力

5.5 提供

第 16 条

4 この章において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの以外のものをいう。

第 27 条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

「提供」とは、個人データ、保有個人データ、個人関連情報、仮名加工情報又は匿名加工情報（以下この項において「個人データ等」という。）を、自己以外の者が利用可能な状態に置くことをいう。個人データ等が、物理的に提供されていない場合であっても、ネットワーク等を利用することにより、個人データ等を利用できる状態にあれば（利用する権限が与えられていれば）、「提供」に当たる。

6 研究利用目的での例外の考え方

6.1 ポイント

令和 3 年法改正により、学術研究機関等については、改正前の個人情報保護法で設けられていた一律の適用除外が廃止される一方で、新たに利用目的による制限に関する適用除外規定等が設けられた。当該改正により、民間部門の学術研究機関にも、安全管理措置（法第 23 条）や本人からの開示等請求への対応（法第 33 条等）等に関する義務については、他の民間事業者と同様の規律が課されることとなる。加えて、従来は異なる属性（民間事業者、独立行政法人等、地方独立行政法人等）の主体が行う個人情報の取扱いは、それぞれ個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護条例といった別個の規律の適用を受けていたところ、令和 3 年法改正により、学術研究分野及び医療分野においては、原則として、個人情報保護法が定める民間事業者に対する規律に一本化された²⁰。

学術研究分野における個人情報の利用に当たっては、個人情報保護法上、主に 3 つの例外が認められている²¹。それぞれ、利用目的変更による制限の例外、要配慮個人情報取得の制限の例外、第三者提供の制限の例外、がこれに当たる。これによって、通常は個人情報取扱事業者に課される規律が一部緩和されている。ただし、これら 3 つの例外規定の適用には「個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く」という条件があることに注意が必要である。

例外規定については、個人情報の取得や利用に関して個人情報取扱事業者に課される規律のうち（1. 対象情報）、取扱者（第三者提供においては提供先を含む）が学術研究機関等に該当し（2. 取扱者）、当該取扱者が学術研究目的で当該個人情報を取り扱う場合（3. 利用目的）などにおいて適用が認められ得るため、まずはこれらの該当性の確認を行う必要がある。取扱者が学術研究機関等に該当しないケースや、取扱者が学術研究機関等に該当する場合であっても個人情報の取扱いが学術研究目的ではない場合（例：入学試験の実施等）などは、例外規定の適用を受けることができない。

前述の通り、学術研究分野における利用だからといって個人情報の利用が無制限に認められるわけではない。あくまで、規律の一部が緩和されるに過ぎず、この例外規定の適用を受けるケースか否かを適切に検討するためには、前提として個人情報取扱事業者にどのような規律が課されるかを把握することが不可欠である。このため、学術研究機関等に該当し個別の取扱いによっては学術研究分野の例外規定が適用されるようなケースであっても、本ハンドブックの全体をご覧くださいことをおすすめする。

なお、医学系研究等に関する指針としては、例えば以下が定められているので、併せて参照することが望ましい。

- 「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（文部科学省、経済産業省）
- 遺伝子治療等臨床研究に関する指針（厚生労働省）
- ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針（文部科学省、厚生労働省）
- ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針（文部科学省、厚生労働省）

²⁰ 令和 3 年改正個人情報保護法の規定のうち、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人に係る規定については、令和 5 年 4 月 1 日に施行予定である。

²¹ その他、外国第三者提供の制限（第 28 条）、第三者提供の確認記録義務（第 29 条・30 条）等についても適用に例外が認められている。

- ヒト E S 細胞の分配機関に関する指針（文部科学省）
- ヒト E S 細胞の使用に関する指針（文部科学省）
- ヒト i P S 細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針（文部科学省）

6.2 Q&A

Q6-1： 研究として個人情報を取り扱う場合は個人情報保護法の適用がないと聞きました。本当でしょうか。

A6-1： 学術研究機関等が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合について一律に法の適用が除外されるものではなく、法律上定められている例外に該当する場合は、一部の義務を定める規定の適用が除外されます。

Q6-2： 大学等の学術研究機関と民間企業や私立病院等が、学術研究目的の研究を共同で行う場合における個人情報の取扱いに関して留意すべき点を教えてください。

A6-2： 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者による個人情報等の取扱いの目的の全部又は一部が学術研究の用に供する目的であるときは、当該者に学術例外規定が適用される可能性があります。

Q6-3： 個人の研究者であっても学術研究に係る例外規定の適用を受けることができますか。

A6-3： できる場合があります。国立・私立大学の教員、公益法人等の研究所の研究員、学会の会員等は当該個人の研究者自身も「学術研究機関等」に当たりうるため、学術例外規定が適用される場合があります。詳しくは次項 6.3（学術研究機関等）を参照ください。

6.3 学術研究機関等

第 16 条

8 この章において「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

「学術研究機関等²²」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体」とは、国立・私立大学、公益法人等の研究所等の学術研究を主たる目的として活動する機関や「学会」をいい、「それらに属する者」とは、国立・私立大学の教員、公益法人等の研究所の研究員、学会の会員等をいう。

なお、民間団体付属の研究機関等における研究活動についても、当該機関が学術研究を主た

²² 国立の大学等、法別表第 2 に掲げる法人のうち、学術研究機関等にも該当するものについては、原則として私立の大学、民間の学術研究機関等と同等の規律が適用される。

る目的とするものである場合には、「学術研究機関等」に該当する。

一方で、当該機関が単に製品開発を目的としている場合は「学術研究を目的とする機関又は団体」には該当しないが、製品開発と学術研究の目的が併存している場合には、主たる目的により判断する。

6.4 学術研究目的

第 18 条（第 3 項）

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下この章において「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

「学術」とは、人文・社会科学及び自然科学並びにそれらの応用の研究であり、あらゆる学問分野における研究活動及びその所産としての知識・方法の体系をいい、具体的活動としての「学術研究」としては、新しい法則や原理の発見、分析や方法論の確立、新しい知識やその応用法の体系化、先端的な学問領域の開拓などをいう。

なお、製品開発を目的として個人情報を取り扱う場合は、当該活動は、学術研究目的とは解されない。

6.5 利用目的変更の制限の例外

第 18 条

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下この章において「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

六 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

次に掲げる場合については、法第 18 条第 1 項及び第 2 項において、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うに当たり本人の同意を得ることが求められる場合であっても、当該同意は不要である。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下この章において「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（法第 18 条第 3 項第 5 号関係）

学術研究機関等が個人情報学術研究目的で取り扱う必要がある場合（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含む。）であって、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合は、当該学術研究機関等は、法第 18 条第 1 項又は第 2 項（利用目的による制限）の適用を受けず、あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる。

六 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（法第 18 条第 3 項第 6 号関係）

個人情報取扱事業者が、学術研究機関等に個人データを提供し、かつ、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要がある場合（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）は、法第 18 条第 1 項又は第 2 項（利用目的による制限）の適用を受けず、あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる。

6.6 要配慮個人情報の取得の例外

第 20 条

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

七 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、第 57 条第 1 項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合

要配慮個人情報を取得する場合には、あらかじめ本人の同意を得なければならない。ただし、次に掲げる場合については、本人の同意を得る必要はない。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（法第 20 条第 2 項第 5 号）

学術研究機関等が要配慮個人情報学術研究目的で取り扱う必要がある場合（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含む。）であって、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合は、当該学術研究機関等は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、要配慮個人情報を取得することができる。

六 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）（法第20条第2項第6号関係）

個人情報取扱事業者が要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要がある、かつ、当該個人情報取扱事業者と共同して学術研究を行う学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、要配慮個人情報を取得することができる。

七 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、法第57条第1項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合（法第20条第2項第7号、規則第6条関係）

要配慮個人情報が、上記に掲げる者により公開されている場合は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、当該公開されている要配慮個人情報を取得することができる。

6.7 個人データの第三者提供の制限の例外

第27条

1 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

七 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

個人情報取扱事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、あらかじめ本人の同意を得ないで提供してはならない。同意の取得に当たっては、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に応じ、本人が同意に係る判断を行うた

めに必要と考えられる合理的、かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない。

なお、あらかじめ、個人情報第三者に提供することを想定している場合には、利用目的において、その旨を特定しなければならない。ただし、次に掲げる場合については、第三者への個人データの提供に当たって、本人の同意は不要である。

五 学術研究機関等が個人データを提供する場合であり、かつ、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ない場合（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く²³。）（法第 27 条第 1 項第 5 号関係）

事例 1) 顔面の皮膚病に関する医学論文において、症例に言及する場合であって、写真全体にモザイク処理を施す等の対応をすることにより当該論文による研究成果の公表の目的が達せられなくなるとき

事例 2) 実名で活動する特定の作家の作風を論ずる文学の講義において、当該作家の実名を含む出版履歴に言及する場合であって、作家の実名を伏せることにより当該講義による教授の目的が達せられなくなるとき

六 学術研究機関等が個人データを提供する場合であり、かつ、当該学術研究機関等と共同して学術研究を行う第三者（学術研究機関等であるか否かを問わない。）に当該個人データを学術研究目的で提供する必要がある場合（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

七 学術研究機関等が個人データの第三者提供を受ける場合であり、かつ、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要がある場合（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く²⁴。）（法第 27 条第 1 項第 7 号関係）

6.8 学術研究機関等の責務

第 59 条 個人情報取扱事業者である学術研究機関等は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、この法律の規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

学術研究機関等が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合には、当該個人情報の取扱いについて、この法律を遵守するとともに、学術研究機関等について法律の特例が設けられているものも含め、安全管理措置、苦情処理等、個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な措

²³ 「個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合」には、個人データを第三者に提供することはできない。この場合、個人の権利利益を不当に侵害しないような措置を講ずるなど適切に処理する必要がある。この点、学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ず、個人データを提供する場合であっても、本人又は第三者の権利利益の保護の観点から、提供する個人データの範囲を限定するなど、学術研究の目的に照らして可能な措置を講ずることが望ましい。

²⁴ 同前掲

置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

この点、個人情報の利用、取得及び提供に係る規律のうち、個人情報の目的外利用の制限（法第 18 条）、要配慮個人情報の取得（法第 20 条第 2 項）及び第三者提供の制限（法第 27 条）に関しては、学術研究機関等が学術研究目的で取り扱う必要がある場合について、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限って、事前の本人同意を要しない等の特例が設けられている。

一方で、個人情報の利用、取得及び提供に係る規律であっても、利用目的の特定（法第 17 条）、不適正な利用の禁止（法第 19 条）、適正な取得（法第 20 条第 1 項）、利用目的の通知（法第 21 条）及びデータ内容の正確性の確保（法第 22 条）については、他の個人情報取扱事業者と同様の規律が個人情報取扱事業者である学術研究機関等にも適用されることになる。

また、個人データの安全管理措置に係る規律（法第 23 条から第 26 条まで）、保有個人情報の開示、訂正等及び利用停止等の請求に係る規律（法第 33 条から第 40 条まで）、仮名加工情報取扱事業者等の義務（法第 4 章第 3 節）、匿名加工情報取扱事業者等の義務（法第 4 章第 4 節）及び民間団体による個人情報の保護の推進に係る規定（法第 4 章第 5 節）についても、他の個人情報取扱事業者と同様の規律が個人情報取扱事業者である学術研究機関等にも適用されることになる。

大学の自治を始めとする学術研究機関等の自律性に鑑みれば、学術研究機関等の自律的な判断を原則として尊重する必要があると考えられる。このため、学術研究機関等が、個人情報を利用した研究の適正な実施のための自主規範を単独又は共同して策定・公表した場合であって、当該自主規範の内容が個人の権利利益の保護の観点から適切であり、その取扱いが当該自主規範にのっとっているときは、法第 146 条第 1 項の趣旨を踏まえ、個人情報保護委員会は、これを尊重する。

ただし、自主規範にのっとった個人情報の取扱いであっても、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合には、原則として、個人情報保護委員会は、その監督権限を行使する。

6.9 別表第二法人等

第 123 条

- 2 別表第二に掲げる法人による個人情報又は匿名加工情報の取扱いについては、独立行政法人等による個人情報又は匿名加工情報の取扱いとみなして、第一節、第七十五条、前二節、前条第二項、第二百五条及び次章から第八章まで（第一百七十一条、第一百七十五条及び第一百七十六条を除く。）の規定を適用する。

国の機関である国立大学法人、医療事業を行う独立行政法人等²⁵における個人情報の取扱い

²⁵ 国立大学法人、医療事業を行う独立行政法人等とは、改正後法別表第 2 に掲げる次の法人等をいう。

- 沖縄科学技術大学院大学学園
- 国立研究開発法人
- 国立大学法人
- 大学共同利用機関法人
- 独立行政法人国立病院機構

及び独立行政法人労働者健康安全機構の行う病院の運営に係る個人情報の取扱いについては、学術研究機関、医療機関等としての特性を踏まえ、基本的に民間学術研究機関、医療機関等と同様、民間部門における個人情報の取扱いに係る規律が適用される。

他方、政府の一部を構成するとみられる独立行政法人等としての特性を踏まえ、個人情報ファイルに係る規律、開示請求等に係る規律及び行政機関等匿名加工情報に係る規律については、公的部門における規律（法第 60 条、第 75 条、第 5 章第 4 節、第 5 節、第 124 条第 2 項、第 127 条及び第 6 章から第 8 章まで（第 176 条、第 180 条及び第 181 条を除く。））が適用される。

なお、地方公共団体の機関における病院、診療所及び大学の運営や、学術研究及び医療事業を行う地方独立行政法人についても、国立大学法人、医療事業を行う独立行政法人等と同様、原則として民間部門における個人情報の取扱いに係る規律が適用される一方で、個人情報ファイルに係る規律、開示請求等に係る規律及び行政機関等匿名加工情報に係る規律については、公的部門における規律が適用される。（令和 5 年 4 月 1 日施行予定）

-
- 独立行政法人地域医療機能推進機構
 - 放送大学学園

7 研究分野毎の留意点

7.1 ポイント

個人情報を取り扱う分野によっては、独自の上乗せ・横出しルールが定められている場合がある。また、分野独自の考え方がとられている場合もあり、個人情報保護法を基本としつつ、これらの分野毎の特性を踏まえることも重要である。

例えば、医学系研究等については、以下が定められている。併せて参照することが望ましい。

「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（文部科学省、経済産業省）

「遺伝子治療等臨床研究に関する指針」（厚生労働省）

「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」（文部科学省、厚生労働省）

「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」（文部科学省、厚生労働省）

「ヒトES細胞の分配機関に関する指針」（文部科学省）

「ヒトES細胞の使用に関する指針」（文部科学省）

「ヒトiPS細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針」（文部科学省）

教育分野では、デジタル庁が「教育データ利活用に向けたロードマップ」を公開しており、今後の制度整備動向に留意する必要がある。また、防災分野では、発災時に個人情報保護法の様々な適用除外あるいは例外が検討可能な一方で、発災前や発災からしばらくたった後の研究ではこれらの適用除外あるいは例外が必ずしも適用される訳ではない点に留意が必要である。加えて、いずれの分野の個人情報の取扱いにおいても、自治体や一部事務組合、広域連合等で独自のルールを設けていることもあり、関係するステークホルダーに適用されるルールには留意が必要である。なお、前述の通り、令和5年4月1日以降は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人についても、個人情報保護法の規定が適用されることとなる。

7.2 Q&A

Q7-1： 個人情報に当たる教育データを取り扱う際にとりわけどのような点に留意する必要がありますか。

A7-1： デジタル庁が関係省庁と共に「教育データ利活用に向けたロードマップ」を2021年1月に公表しました。当該データマップは主に公的機関を対象とするものですが、公的機関であっても教育データを取り扱うに際しては本人同意を基本とするなど、データの標準化や流通のための基盤・ルールの必要性が謳われているにとどまっています。現時点で個人情報に当たる教育データの利活用を行う場合は、第三者提供に当たり本人（学習者）の同意を取得することを基本とする等他の個人情報と同様に個人情報保護法に従って取り扱う必要があります、同時に制度整備動向に留意する必要があります。

Q7-2： メタバースのアバターのデータを取り扱う際にとりわけどのような点に留意する必要がありますか。

A7-2： アバターによって取扱いは異なります。当該アバターのデータ自体により、又は他の情報と容易に照合することができ、それによって特定個人を識別することができる場合には個人情報に当たり、特定の個人を識別することができない場合であっても生存

する個人に関する情報に当たる場合には個人関連情報に当たるため、個人情報保護法との関係規定が適用されることとなります。加えて、アバターは作成者の著作物に当たるため、保存期間を決めるなどして取り扱う必要があります。また、他者の肖像権・他社の商標権を侵害することがないように、事前にその旨を定めた規約を作成し、同意を取るべきです。

Q7-3： 倫理審査において、自然科学系と人文社会系で別の基準を設けることはできますか。できるという場合、どのような差異を設けるべきか、基準はありますか。例えば、人の生命を扱う医学系について、重い基準とすること、また、子孫への影響を与えうるゲノムについて、他の分野と別の基準を設けることは可能ですか。

A7-3： 別の基準を設けることは可能です。法律に反しない範囲で、より高度な安全管理措置等を求めることは可能です。例えば、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（文部科学省、厚生労働省、経済産業省）、遺伝子治療等臨床研究に関する指針（厚生労働省）のような分野別のガイドラインを参照いただくことが想定されます。

Q7-4： 倫理審査において、宗教、政治的信条、財産状況、家族構成、職業、学歴等の人文科学系の機微情報を扱う場合、何らかの重い基準を設けることは可能ですか。

A7-4： 可能です。法律に反しない範囲で、より高度な安全管理措置等を求めることは可能です。例えば、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（文部科学省、厚生労働省、経済産業省）、遺伝子治療等臨床研究に関する指針（厚生労働省）のような分野別のガイドラインを参照いただくことが想定されます。なお、思想や信仰は、個人情報保護法上「要配慮個人情報」に該当し、その取得や提供の際に、個人情報よりも厳格な規律が課せられています。

Q7-5： 崇高な研究目的、教育目的のための個人情報の利用は、「フェアユース」として認められるべきではないですか。

A7-5： 米国著作権法に定める「フェアユース」とは若干異なりますが、「学術研究機関等」が行う「学術研究目的」による個人情報の取扱いについては、個人情報の取得、利用、提供等の各場面で例外規定が設けられています。詳しくは第6章をご覧ください。

Q7-6： 分野ごとに個人情報保護の姿勢が異なり、異分野間で共同研究をする際、保護意識の強い研究者とまったく意識しない研究者が混在し、研究自体が難しくなる傾向があります。何かよい方法はありますか。

A7-6： 今日の研究活動において、個人情報保護法の遵守をはじめとした適切な保護措置の実施は分野を問わず不可欠となっています。各研究機関や資金配分機関が実施する研究倫理教育プログラムの全研究メンバーの受講を確実なものとするほか、研究プロジェクトで取り扱う情報の性質に応じた対応指針を明確化し、研究メンバーへの周知徹底を行うことが望ましいと言えます。

Q7-7： 基礎科学分野（例えば天体観測情報など）で、利権が絡みづらい内容の共同研究で、

毎度、他の分野と同様の厳しい制限があるのは国際共同研究推進の足かせになります。営利企業ではないアカデミックの研究者へ個人情報を簡便に提供する方法はありませんか。

- A7-7： 日本の個人情報保護法においては、「学術研究機関等」が行う「学術研究目的」による個人情報の取扱いについては、個人情報の取得、利用、提供等の各場面で例外規定が設けられています。

法第 28 条では、外国にある第三者へ個人データを提供する場合には、法第 27 条第 1 項各号に掲げる場合を除くほか、原則としてあらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない旨が規定されておりますが、個人の権利利益を保護する上で日本と同等の水準にある外国²⁶については例外として取り扱うとされており、また、個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者は法第 28 条の「第三者」に当たらないとされています。また、外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を取得しようとする場合には、本人に対し、あらかじめ当該外国における個人情報の保護に関する制度についての情報等を当該本人に提供しなければならないとされています。詳しくは第 6 章をご覧ください。

- Q7-8： 営利企業ではないアカデミックの研究者同士のやり取りにおいて、外国からのデータを入手する際に配慮すべきことはありますか。

- A7-8： 個人情報保護の考え方は国によって大きな違いがあります。国際共同研究の相手先の国によっては、より強い個人情報の保護が求められたり、相手先の国から個人情報を持ち出したりすることが禁止されることもあります。事前に相手先の国のルールを確認し、研究計画を立てることをおすすめします。

さらに、相手先の国のルールで、国家機関が民間の情報にアクセスすることを認めている場合があります。国際共同研究の場合は、経済安全保障の観点からも慎重な取扱いを行うように留意して下さい。

²⁶ 平成 31 年個人情報保護委員会告示第 1 号に規定する、欧州経済領域 30 か国（EU27 か国、アイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン）及び英国が該当。

8 研究における個人情報の利用形式の検討

8.1 ポイント

個人に関する情報を扱う際、個人情報に該当することが多いが、まずは個人情報として入手、管理する必要があるかを検討する。個人情報を取得した場合であっても、個人情報を様々なかたちに変えて利用する場合もある。個人情報保護法においては、「匿名加工情報」に関する規定が存在する。また、令和 2 年の法改正で新たに「仮名加工情報」に関する規定が新設された。加えて、研究分野では「統計情報」が活用されることもあるだろう。これらの違いをおさえ、利用シーンに応じた適切な形態を選択することが重要だ。

個人情報保護法第 43 条第 1 項に規定する匿名加工情報を作成するための加工と、一般的に説明される匿名化とはには差異がある点を認識する必要がある。一般に、データを入手する際や提供する際には、匿名化されたデータや統計データが使われることがあるが、これらが匿名加工情報に該当するとは限らず、個人情報でない情報になるとも限らないことを考える必要がある。

「匿名加工情報」「仮名加工情報」は個人情報保護法上に定めがあり、また、個人情報保護委員会からもガイドラインのほか、「仮名加工情報・匿名加工情報・信頼ある個人情報の利活用に向けて」と題する事務局レポートが、制度編・事例編それぞれ公開されている²⁷。匿名加工情報及び仮名加工情報の作成を検討する場合には、関連する規定を確認の上、各種資料を参照いただくことをおすすめする。なお、別表第二法人等については、匿名加工情報に係る法第 4 章の規律は適用されず、行政機関等匿名加工情報に係る法第 5 章の規律が適用されることに留意する必要がある。

また、仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、開示等請求に係る規定（法第 33 条から法第 39 条まで）は適用されないが、別表第 2 に掲げる法人においては、仮名加工情報であっても保有個人情報に該当する場合には法第 5 章第 4 節に規定する開示等請求の対象となる。

「統計情報」は、複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計して得られるデータであり、集団の傾向又は性質などを数量的に把握するものであると考えられている。したがって、統計情報は、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、法における「個人に関する情報」に該当するものではないため、個人情報保護法の規制の対象外となる。

なお、従来、一部の分野で「連結可能匿名化」「連結不可能匿名化」と呼ばれる手法が利用されてきた。本ハンドブックにおいては、これら「連結可能匿名化」「連結不可能匿名化」の手法を利用することを推奨しない。「匿名加工情報」「仮名加工情報」に関する規定が個人情報保護法で整備されている現在において、「連結可能匿名化」「連結不可能匿名化」された情報であっても引き続き個人情報に該当し個人情報保護法の規定が適用される（非個人情報とならない）可能性がある。「連結可能匿名化」「連結不可能匿名化」するだけでは、明確に非個人情報とならない場合が多いため、個人情報保護法が適用される可能性があるが、それを認識せずに「連結可能匿名化」「連結不可能匿名化」された情報を取り扱うことは、違法な個人情報の取扱いを行うことにつながる。やむを得ず、「連結可能匿名化」「連結不可能匿名化」の手法の利用を検討する場合には、個人情報該当性等について個人情報保護委員会等の機関に相談することをお

²⁷ <https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>

すすめる。

8.2 Q&A

Q8-1： 個人情報から作成した統計情報についても匿名加工情報に該当しますか。

A8-1： 匿名加工情報作成の意図を持たずに作成した統計情報は、匿名加工情報に該当しません。なお、統計情報は、複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計して得られるデータであり、集団の傾向又は性質などを数量的に示すのみで特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、「個人に関する情報」に該当するものではないため、個人情報保護法の対象外となります。一方、特定の個人が識別できる情報であれば、個人情報に該当することとなりますので留意が必要です。

Q8-2： 統計情報と匿名加工情報の違いは何ですか。

A8-2： 統計情報は、複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計等して得られる情報であり、一般に、特定の個人との対応関係が排斥されているため、「個人情報」に該当しないものです。他方、匿名加工情報は、法第 43 条第 1 項に基づき、施行規則第 34 条各号で定める基準に従い加工したものであり、例えば、ある一人の人物の購買履歴や移動履歴等の情報など、個人単位の「個人に関する情報」を含むものです。

Q8-3： 法第 43 条第 1 項に定める基準に従わずに個人情報を加工したものを匿名加工情報として取り扱うことは認められますか。

A8-3： 認められません。匿名加工情報を作成するためには、法第 43 条第 1 項に基づき、施行規則第 34 条各号で定める基準に従い加工する必要があります。具体的には個別に判断されることとなりますが、これらの基準に従い加工が行われていない場合については、匿名加工情報に該当しません。

Q8-4： 個人情報を、安全管理措置の一環等のためにマスキング等によって匿名化した場合、匿名加工情報に該当するのですか。

A8-4： 該当しません。匿名加工情報を作成するためには、匿名加工情報作成の意図を持って、法第 43 条第 1 項に基づき、施行規則第 34 条各号で定める基準に従い加工する必要があります。加工をした結果、たまたま匿名加工情報の加工基準に沿った加工がなされている場合には、匿名加工情報作成の意図がないと考えられ、引き続き個人情報の取扱いに係る規律が適用されるものとして取り扱う意図で加工された個人に関する情報については、匿名加工情報に該当しません。

Q8-5： 個人情報を加工して匿名加工情報を作成する場合についても、利用目的として特定する必要はありますか。

Q8-5： 必要ありません。利用目的の特定は個人情報が対象であるため、個人情報に該当しない匿名加工情報は対象となりません。また、匿名加工情報への加工を行うこと自体を利用目的とする必要はありません。

- Q8-6： 匿名加工情報を作成するときに施行規則第 34 条各号に定める基準で求められている措置を全て行う必要がありますか。
- Q8-6： 必要です。匿名加工情報を作成するためには、法第 43 条第 1 項に基づき、施行規則第 34 条各号で定める基準に従い加工する必要がありますが、各号に定める措置を選択的に講ずればよいものではなく、各号全ての措置を行う必要があります（ただし、該当する情報がない場合は当該措置を講じる必要はありません）。なお、プライバシー保護等の観点から追加的に措置を講じていただくことを妨げるものではありません。
- Q8-7： 委託に伴って提供された個人データを、委託先が自社のために匿名加工情報に加工した上で利用することはできますか。
- A8-7： できません。委託先は、委託（法第 27 条第 5 項第 1 号）に伴って委託元から提供された個人データを、委託された業務の範囲内でのみ取り扱わなければなりません。委託先が当該個人データを匿名加工情報に加工することが委託された業務の範囲内である場合には、委託先は当該加工を行うことができますが、委託された業務の範囲外で委託先が当該加工を行い、作成された匿名加工情報を自社のために用いることはできません。
- Q8-8： プライバシーポリシーに、取得した個人情報に含まれる個人に関する情報の項目を明示するとともに、「取得した個人情報から匿名加工情報を作成することがあります」といった趣旨の記載をして公表する場合は、当該記載をもって作成時及び第三者提供時の公表を履行したことになりますか。
- A8-8： 履行したことになりません。匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目の公表は、「作成したとき」又は「提供したとき」に行うことが求められるものであり、実際に匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目が分かるようにする必要があります。したがって、事前にプライバシーポリシーに包括的な記載を掲載するだけでは当該義務を履行したものとは考えられません。
- Q8-9： 法第 41 条第 1 項・施行規則第 31 条に定める基準に従い仮名加工情報を作成する意図で作成した仮名加工情報と、そうでない加工を行った情報の違いは何ですか？
- A8-9： 個人情報に該当する仮名加工情報については、利用目的の変更の制限に関する法第 17 条第 2 項の規定は適用されないため、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超える利用目的の変更も認められます。このような取扱いは、法第 41 条第 1 項・施行規則第 31 条に定める基準に従い仮名加工情報を作成する意図で作成していない情報で個人情報に該当するものには認められていません。
- Q8-10： 個人情報保護法上に定めのある仮名加工情報を作成するための加工を行えば、個人情報ではなくなりますか？
- A8-10： 多くの場合、個人情報でなくなることはありません。個人情報保護法第 41 条第 1 項・施行規則第 31 条に定める基準にしたがって作成された仮名加工情報であっても、当該仮名加工情報の作成の元となった個人情報や当該仮名加工情報に係る削除情報等を

保有している等により、当該仮名加工情報が「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」状態にある場合には、当該仮名加工情報は個人情報に該当します。この場合、当該仮名加工情報取扱事業者は、個人情報である仮名加工情報の取扱いに関する義務等を遵守する必要があります。

Q8-11：匿名加工情報と一般的な匿名化を施した情報の違いは何ですか？

A8-11：匿名加工情報は、一定のルールの下で本人の同意を得ることなく目的外利用及び第三者提供が可能となります。個人情報保護法第2条第6項の規定に基づき、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報をいいます。

Q8-12：個人情報（氏名、住所）を伏字にして公開しました。個人情報として取り扱わなくてよいですか？

A8-12：伏字部分について内部に引き続き情報を保持している場合等、残された情報それ自体から特定個人が識別される場合に加えて、（公表しているか否かに関わらず）他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人が識別される場合も、残された情報は個人情報に当たります。

8.3 匿名加工情報

第2条

6 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものという。

- 一 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 二 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

「匿名加工情報」とは、個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないよう加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものという。

法第2条第1項第1号に該当する「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」である個人情報の場合には、「特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工」とは、特定の個人を識別することができなくなるように当該個人情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等を削除することを意味する。

法第 2 条第 1 項第 2 号に該当する「個人識別符号が含まれる」個人情報の場合には、「特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工」とは、当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を特定の個人を識別することができなくなるように削除することを意味する（この措置を講じた上で、まだなお法第 2 条第 1 項第 1 号に該当する個人情報であった場合には、同号に該当する個人情報としての加工を行う必要がある。）。

「削除すること」には、「当該一部の記述等」又は「当該個人識別符号」を「復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む」とされている。「復元することのできる規則性を有しない方法」とは置き換えた記述から、置き換える前の特定の個人を識別することとなる記述等又は個人識別符号の内容を復元することができない方法である。

なお、法において「特定の個人を識別することができる」とは、情報単体又は複数の情報を組み合わせて保存されているものから社会通念上そのように判断できるものをいい、一般人の判断力又は理解力をもって生存する具体的な人物と情報の間に同一性を認めるに至ることができるかどうかによるものである。匿名加工情報に求められる「特定の個人を識別することができない」という要件は、あらゆる手法によって特定することができないよう技術的側面から全ての可能性を排除することまでを求めるものではなく、少なくとも、一般人及び一般的な事業者の能力、手法等を基準として当該情報を個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者が通常の方法により特定できないような状態にすることを求めるものである。

また、「当該個人情報を復元することができないようにしたもの」とは、通常の方法では、匿名加工情報から匿名加工情報の作成の元となった個人情報に含まれていた特定の個人を識別することとなる記述等又は個人識別符号の内容を特定すること等により、匿名加工情報を個人情報に戻すことができない状態にすることをいう。

「当該個人情報を復元することができないようにしたもの」という要件は、あらゆる手法によって復元することができないよう技術的側面から全ての可能性を排除することまでを求めるものではなく、少なくとも、一般人及び一般的な事業者の能力、手法等を基準として当該情報を個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者が通常の方法により復元できないような状態にすることを求めるものである。

匿名加工情報を作成するときは、法第 43 条第 1 項に規定する規則で定める基準に従って加工する必要があり、法第 2 条第 6 項に定める措置を含む必要な措置は当該規則で定めている。

8.4 仮名加工情報

第 2 条

5 この法律において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

- 一 第 1 項第 1 号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
- 二 第 1 項第 2 号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

「仮名加工情報」とは、個人情報、その区分に応じて次に掲げる措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいう。

- (1) 法第 2 条第 1 項第 1 号に該当する「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」である個人情報の場合：

当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること

- (2) 法第 2 条第 1 項第 2 号に該当する「個人識別符号が含まれる」個人情報の場合：

当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（この措置を講じた上で、まだなお法第 2 条第 1 項第 1 号に該当する個人情報であった場合には、同号に該当する個人情報としての加工を行う必要がある。）

「削除すること」には、「当該一部の記述等」又は「当該個人識別符号」を「復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む」とされている。「復元することのできる規則性を有しない方法」とは、置き換えた記述等から、置き換える前の特定の個人を識別することとなる記述等又は個人識別符号の内容を復元することができない方法である。

なお、法において「特定の個人を識別することができる」とは、情報単体又は複数の情報を組み合わせて保存されているものから社会通念上そのように判断できるものをいい、一般人の判断力又は理解力をもって生存する具体的な人物と情報の間に同一性を認めるに至ることができるかどうかによるものである。仮名加工情報に求められる「他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができない」という要件は、加工後の情報それ自体により特定の個人を識別することができないような状態にすることを求めるものであり、当該加工後の情報とそれ以外の他の情報を組み合わせることによって特定の個人を識別することができる状態にあることを否定するものではない。

仮名加工情報を作成するときは、法第 41 条第 1 項に規定する個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）で定める基準に従って加工する必要がある、法第 2 条第 5 項に定める措置を含む必要な措置は当該規則で定めている。

8.5 統計利用等

「統計情報」は、複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計して得られるデータであり、集団の傾向又は性質などを数量的に把握するものである。したがって、統計情報は、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、法における「個人に関する情報」に該当するものではないため、規制の対象外となる。

9 研究の各側面における個人情報取扱の注意点：研究計画の策定

9.1 ポイント

個人情報の利用を開始するに当たっては、最初に当該研究における個人情報の利用目的を特定する必要がある。この利用目的如何で、学術研究利用としての例外規定の適用の有無にも大きな影響を与える。

利用目的を「できる限り」特定するとは、個人情報取扱事業者が、個人情報をどのような目的で利用するかについて明確な認識を持つことができ、本人にとっても、自己の個人情報がどのような事業の用に供され、どのような目的で利用されるのかが、一般的かつ合理的に想定できる程度に特定するという趣旨である。このため、特定される利用目的は、具体的で本人にとって分かりやすいものであることが望ましく、例えば、単に「学術研究のために利用する」等のような抽象的、一般的な内容を利用目的とすることは、できる限り具体的に特定したことにはならないと解される。つまり、ある個人情報について複数の利用目的が想定される場合には、利用目的をできるだけ網羅的かつ個別具体的に提示することが求められる。学術研究例外規定の適用は、個人情報を「学術研究の用に供する目的」で取り扱う必要がある場合に認められるものであるため、個別の個人情報の取扱いにおいて、その利用目的が「学術研究の用に供する目的」に該当し例外規定の適用があるかをそれぞれ判断する必要がある。

どのような行為が「利用」に当たるかについては個人情報保護法上の定義が存在するわけではないが、取得及び廃棄を除く取扱い全般を意味すると考えられる。したがって、保管しているだけでも利用に該当する。

9.2 Q&A

Q9-1： 公に入手可能な情報（登記簿等）を閲覧して個人情報を取得する場合も利用目的の特定が必要ですか。

A9-1： 特定が必要です。登記簿等により公開されているものでも個人情報であることに変わりはなく、それを取得する場合には利用目的の特定が必要です。

Q9-2： 個人情報を統計処理して特定の個人を識別することができない態様で利用する場合についても、利用目的として特定する必要がありますか。

A9-2： 特定する必要はありません。利用目的の特定は「個人情報」が対象であるため、個人情報に該当しない統計データは対象となりません。また、統計データへの加工を行うこと自体を利用目的とする必要はありません。

Q9-3： 利用目的の変更通知は、「××から〇〇に変わった」というように変更前の利用目的との対比によって示す必要がありますか。

A9-3： 変更後の利用目的を通知することで足ります。ただし、本人にとっての分かりやすさの観点等からは、「もともと××であったものを今後〇〇に変更します」など、当初特定した利用目的のどの点がどのように変わったのかを示すことが望ましいと考えられます。

Q9-4： 法第 18 条第 1 項及び第 2 項に関して、本人の連絡先が不明等により、本人に同意を

求めるまでもなく本人の同意を得ることが物理的にできない場合や、本人の連絡先の特定のための費用が極めて膨大で時間的余裕がない場合はどうすればよいですか。

A9-4： 法第 18 条第 3 項第 2 号及び第 3 号に「本人の同意を得ることが困難であるとき」と規定されており、本人の連絡先が不明等により、本人に同意を求めるまでもなく本人の同意を得ることが物理的にできない場合や、本人の連絡先の特定のための費用が極めて膨大で時間的余裕がない場合はこれら規定の「本人の同意を得ることが困難であるとき」に当たると考えられることから、これらの規定に沿った検討を行うことが考えられます。

Q9-5： 過去に臨床試験等で取得した個人情報、有効な治療方法や薬剤が十分でない疾病等に関する疾病メカニズムの解明を目的とした研究のために、自組織内で利用することを考えています。個人情報に係る本人の連絡先を保有しておらず、本人の同意を得ることが困難なのですが、本人同意なしに利用することは可能ですか。

A9-5： 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱うことはできませんが、公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときには、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を当初の利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱うことが許容されています（法第 18 条第 3 項第 3 号）。過去に臨床試験等で取得した個人情報は、取得の際に特定された利用目的の範囲で取り扱う必要があり、この範囲を超えて取り扱う場合には、あらかじめ本人の同意を得る必要があります。

しかし、一般に、有効な治療方法や薬剤が十分でない疾病等に関する疾病メカニズムの解明、創薬標的探索、バイオマーカー同定、新たな診断・治療方法の探求等の研究は、その結果が広く共有・活用されていくことで、医学、薬学等の発展や医療水準の向上に寄与し、公衆衛生の向上に特に資するものであると考えられます。また、連絡先を保有していないため本人への連絡ができない等の場合には、「本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当するものと考えられます。

したがって、過去に臨床試験等で取得した個人情報を、有効な治療方法や薬剤が十分でない疾病等に関する疾病メカニズムの解明を目的とした自組織内の研究のために用いる場合であって、連絡先を保有していないため本人からの同意取得が困難であるときには、同号の規定によりこれを行うことが許容されることが考えられます。

なお、当該組織においては、当初の利用目的及び当該研究のためという新たな利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該データを取り扱うことは原則できません。この外、当該組織には、倫理審査委員会の関与、研究対象者が拒否できる機会の保障、研究結果の公表等について規定する医学系研究等に関する指針や、関係法令の遵守が求められていることにも、留意が必要です。

Q9-6： アンケートをお願いし、またグループ討議の記録を録画・録音するに当たり、参加者の同意を取るようになっているが、必ずしも全員から同意が得られない場合の扱いはどうすればよいでしょうか。

A9-6： 参加者から個人情報を取得した場合には、あらかじめその利用目的を公表している場

合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表する必要がある、また、アンケート等により本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された個人情報を取得する場合には、あらかじめ本人（参加者）に対し利用目的を明示する必要がありますが、要配慮個人情報である場合を除いて、取得についての本人の同意は不要です。ただし、研究倫理に照らして、本人の同意を得られない情報を研究目的とはいえ利用することは望ましくないと考えられます。

9.3 利用目的の特定

第 17 条

個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできる限り具体的に特定しなければならないが、利用目的の特定に当たっては、利用目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、個人情報が個人情報取扱事業者において、最終的にどのような事業の用に供され、どのような目的で個人情報を利用されるのかが、本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に特定することが望ましい²⁸²⁹。

なお、あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的の

²⁸ 「利用目的の特定」の趣旨は、個人情報を取り扱う者が、個人情報がどのような事業の用に供され、どのような目的で利用されるかについて明確な認識を持ち、できるだけ具体的に明確にすることにより、個人情報が取り扱われる範囲を確定するとともに、本人の予測を可能とすることである。本人が、自らの個人情報がどのように取り扱われることとなるか、利用目的から合理的に予測・想定できないような場合は、この趣旨に沿ってできる限り利用目的を特定したことにはならない。例えば、本人から得た情報から、本人に関する行動・関心等の情報を分析する場合、個人情報取扱事業者は、どのような取扱いが行われているかを本人が予測・想定できる程度に利用目的を特定しなければならない。

【本人から得た情報から、行動・関心等の情報を分析する場合に具体的に利用目的を特定している事例】

事例 1) 「取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、趣味・嗜好に応じた新商品・サービスに関する広告のために利用いたします。」

事例 2) 「取得した行動履歴等の情報を分析し、信用スコアを算出した上で、当該スコアを第三者へ提供いたします。」

²⁹ 定款等に規定されている事業の内容に照らして、個人情報によって識別される本人からみて、自分の個人情報が利用される範囲が合理的に予想できる程度に特定されている場合や業種を明示することで利用目的の範囲が想定される場合には、これで足りるとされることもあり得るが、多くの場合、業種の明示だけでは利用目的をできる限り具体的に特定したことにはならないと解される。なお、利用目的の特定に当たり「〇〇事業」のように事業を明示する場合についても、社会通念上、本人からみてその特定に資すると認められる範囲に特定することが望ましい。また、単に「事業活動」、「お客様のサービスの向上」等のように抽象的、一般的な内容を利用目的とすることは、できる限り具体的に特定したことにはならないと解される。

特定に当たっては、その旨が明確に分かるよう特定しなければならない（12.3（第三者提供の制限）参照）。

【具体的に利用目的を特定している事例】

事例） 事業者が商品の販売に伴い、個人から氏名・住所・メールアドレス等を取得するに当たり、「〇〇事業における商品の発送、関連するアフターサービス、新商品・サービスに関する情報のお知らせのために利用いたします。」等の利用目的を明示している場合

【具体的に利用目的を特定していない事例】

事例 1) 「事業活動に用いるため」

事例 2) 「マーケティング活動に用いるため」

9.4 （例外検討）利用目的の変更

第 17 条

- 2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

第 21 条

- 3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

特定した利用目的は、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲、すなわち、変更後の利用目的が変更前の利用目的からみて、社会通念上、本人が通常予期し得る限度と客観的に認められる範囲内³⁰で変更することは可能である。変更された利用目的は、本人に通知するか、又は公表しなければならない。

なお、特定された利用目的（法第 17 条第 2 項に定める範囲で変更された利用目的を含む。）の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、法第 18 条第 1 項に従って本人の同意を得なければならない。ただし、本人の身体等の保護のために必要があり、かつ本人の同意を得ることが困難である場合等、法第 18 条第 3 項各号に掲げる場合には、あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱うことができる。

³⁰ 「本人が通常予期し得る限度と客観的に認められる範囲」とは、本人の主観や事業者の恣意的な判断によるものではなく、一般人の判断において、当初の利用目的と変更後の利用目的を比較して予期できる範囲をいい、当初特定した利用目的とどの程度の関連性を有するかを総合的に勘案して判断される。

9.5 利用目的による制限

第 18 条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

個人情報取扱事業者は、法第 17 条第 1 項により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

ただし、当該同意を得るために個人情報を利用すること（メールの送信や電話をかけること等）は、当初特定した利用目的として記載されていない場合でも、目的外利用には該当しない。

なお、令和 3 年改正法の施行日前に別表第二法人等に対しなされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が法第 17 条第 1 項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、令和 3 年改正法の施行日において法第 18 条第 1 項の同意があったものとみなす（令和 3 年改正法附則第 7 条第 1 項）。

10 研究の各側面における個人情報取扱の注意点：研究における個人情報の取得

10.1 ポイント

個人情報を取得した場合には、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し又は公表する必要がある（法第 21 条）。また、申込書等の書面（ホームページ上の入力画面など電磁的記録を含む。）に本人が記入し、直接その本人から個人情報を取得する場合は、原則としてあらかじめ本人に対して利用目的を明示することが必要である（法第 21 条第 2 項）。ただし、取得の状況からみて利用目的が明らかな場合（同条第 4 項第 4 号）などは、例外的に利用目的の明示は不要である。取得の状況からみて利用目的が明らかな場合として、具体的には、次のような事例が考えられる。

- ・申込書の記載により取得したメールアドレス情報等を申込内容の確認、履行の結果通知等の目的で利用する場合（ただし、新たなサービスの案内、提携先への提供等に利用することは自明の利用目的に該当しない場合があるので注意を要する。）

10.2 Q&A

Q10-1：名簿業者から個人の名簿を購入することは禁止されていますか。また、不正取得された名簿をそれと知らずに購入した場合は、どうですか。

A10-1：名簿業者から個人の名簿を購入すること自体は禁止されていません。その購入に際しては、適正取得や第三者提供を受ける際の確認・記録義務（法第 30 条）が適用される点に留意する必要があります。特に、平成 27 年改正の施行（平成 29 年 5 月 30 日）以降は、一般的に名簿業者はオプトアウト規定による届出が必要となったため、個人情報保護委員会のホームページ上で、当該名簿業者が届出をしていることを確認する必要があると解されます。また、研究倫理上も、不適正に取得された個人情報を利用することは望ましくないといえます。

Q10-2：個人情報を含む情報がインターネット等により公にされている場合、①当該情報を単に画面上で閲覧する場合、②当該情報を転記の上、検索可能な状態にしている場合、③当該情報が含まれるファイルをダウンロードしてデータベース化する場合は、それぞれ「個人情報を取得」していると解されますか。

A10-2：②、③は個人情報を取得する場合に該当します。個人情報を含む情報がインターネット等により公にされている場合、それらの情報を①のように単に閲覧するにすぎない場合には「個人情報を取得」したとは解されません。一方、②や③のようなケースは、「個人情報を取得」したと解し得るものと考えられます。

Q10-3：要配慮個人情報を含む情報がインターネット等により公にされている場合であって単にこれを閲覧した場合であっても、要配慮個人情報の取得について本人の同意を得る必要がありますか。

A10-3：要配慮個人情報の取得には当たらないと解されるため、本人の同意は必要ないと考えられます。要配慮個人情報を含む情報がインターネット等により公にされている場合であって、単にこれを閲覧するにすぎず、転記等を行わない場合は、要配慮個人情報を取得しているとは解されません。

Q10-4：本人の話し方や振る舞いから要配慮個人情報を取得した場合も、外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合に該当しますか。

Q10-4：本人の素振りから外形上、障害や疾患が明らかであれば、要配慮個人情報の取得の例外に該当する場合があるものと考えられます。なお、障害や疾患の内容にもよりますが、障害や疾患の事情が推知されるにすぎない場合は、そもそも要配慮個人情報に該当しません。

Q10-5：PTAのような団体が学校から生徒等に関する個人情報を取得する場合、どのような点に注意すればよいですか。

A10-5：PTAが名簿を作成しようとする場合、本人にその利用目的を通知又は公表し、本人から取得した個人情報をその利用目的の範囲内で利用することが可能です。

Q10-6：申込書やホームページ上のユーザー入力画面で連絡先を記入させる場合、当該連絡先の利用目的を明示する必要がありますか。また、具体的にどのような場合に取得の状況からみて利用目的が明らかで利用目的の明示が不要となりますか。

A10-6：取得の状況からみて利用目的が明らかな場合は、例外的に利用目的の明示は不要です（法21条第4項第4号）。具体的には次のような事例が考えられます。

【取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合】

○申込書の記載により取得したメールアドレス情報等を申込内容の確認、履行の結果通知等の目的で利用する場合（ただし、新たなサービスの案内、提携先への提供等に利用することは自明の利用目的に該当しない場合があるので注意を要します。）

○懸賞付きアンケートによって取得した連絡先を、懸賞商品の抽選や懸賞商品に関する連絡・発送等のみに利用する場合

Q10-7：取得した情報を「共同して利用する者」がいる場合その「範囲」はどのような方法で示せばよいですか。

A10-7：個別具体的に判断されるものですが、例えば、「関係する研究組織」といった表記の場合、当該研究組織の全てが研究プロジェクトホームページ上で公表されている場合等が考えられます。

Q10-8：複数の企業、大学や研究機関でイベントを共催して、申込受付やアンケートを共同で実施する場合等、個人情報を複数の組織が共同で取得する際には、どのようにすればよいですか。

A10-8：申込受付やアンケートに当たって、各組織がそれぞれ個人情報を取得することが分かるようにする方法が考えられます。この場合には、共催する組織毎の利用目的をあらかじめ明示する必要があります。また、主催団体だけが取得する場合で、その後、個人データを共催団体に提供する場合は、原則として、本人の同意を取得する必要があります。その他、共同利用の要件を満たせば、共同利用とすることも可能です。

10.3 適正取得

第 20 条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

個人情報取扱事業者は、偽り等の不正の手段により個人情報を取得³¹してはならない³²。

【個人情報取扱事業者が不正の手段により個人情報を取得している事例】

- 事例 1) 十分な判断能力を有していない子供や障害者から、取得状況から考えて関係のない家族の収入事情などの家族の個人情報を、家族の同意なく取得する場合
- 事例 2) 法第 27 条第 1 項に規定する第三者提供制限違反をするよう強要して個人情報を取得する場合
- 事例 3) 個人情報を取得する主体や利用目的等について、意図的に虚偽の情報を示して、本人から個人情報を取得する場合
- 事例 4) 他の事業者に指示して不正の手段で個人情報を取得させ、当該他の事業者から個人情報を取得する場合
- 事例 5) 法第 27 条第 1 項に規定する第三者提供制限違反がされようとしていることを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、個人情報を取得する場合
- 事例 6) 不正の手段で個人情報が取得されたことを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、当該個人情報を取得する場合

10.4 (例外検討) 要配慮個人情報の取得

第 20 条

- 2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。
- 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

³¹ 個人情報を含む情報がインターネット等により公にされている場合であって、単にこれを閲覧するにすぎず、転記等を行わない場合は、個人情報を取得しているとは解されない。

³² 個人情報取扱事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、法第 174 条により刑事罰（1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）が科され得る。

- 五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）
- 六 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）
- 七 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、第 57 条第 1 項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合
- 八 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

要配慮個人情報³³を取得する場合には、あらかじめ本人の同意³⁴を得なければならない。ただし、1 号から 8 号に該当する場合には、本人の同意を得る必要はない。本ハンドブックでは 6.6（要配慮個人情報の取得の例外）で解説を行っている。

10.5 利用目的の通知又は公表

第 21 条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

個人情報取扱事業者は、個人情報を取得する場合は、あらかじめその利用目的を公表していることが望ましい。公表していない場合は、取得後速やかに、その利用目的を、本人に通知するか、又は公表しなければならない。5.3（通知・公表）を参照のこと。

【本人への通知又は公表が必要な事例】

事例 1）インターネット上で本人が自発的に公にしている個人情報を取得した場合（単に閲覧しただけの場合を除く。）

事例 2）インターネット、官報、職員録等から個人情報を取得した場合（単に閲覧しただけ

³³ 要配慮個人情報の第三者提供には、原則として本人の同意が必要であり、オプトアウトによる第三者提供は認められていないので、注意が必要である

³⁴ 個人情報取扱事業者が要配慮個人情報を書面又は口頭等により本人から適正に直接取得する場合は、本人が当該情報を提供したことをもって、当該個人情報取扱事業者が当該情報を取得することについて本人の同意があったものと解される。また、個人情報取扱事業者が要配慮個人情報を第三者提供の方法により取得した場合、提供元が法第 20 条第 2 項及び法第 27 条第 1 項に基づいて本人から必要な同意（要配慮個人情報の取得及び第三者提供に関する同意）を取得していることが前提となるため、提供を受けた当該個人情報取扱事業者が、改めて本人から法第 20 条第 2 項に基づく同意を得る必要はないものと解される。

の場合を除く。)

事例3) 個人情報の第三者提供を受けた場合

10.6 直接書面等による取得

第21条

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

個人情報取扱事業者は、契約書や懸賞応募はがき等の書面等による記載、ユーザー入力画面への打ち込み等の電磁的記録により、直接本人から個人情報を取得する場合には、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示³⁵しなければならない。

なお、名刺などは、一般の慣行として、自身の個人情報を、本人の自発的な意思で、任意の簡便な形式により相手に提供するものであり、申込書、アンケート調査票、懸賞応募はがき等のように、個人情報取扱事業者が一定の書式や様式を準備した上で、本人が当該事業者の求めに沿う形で個人情報を提供する場合とは異なることから、本項の義務を課するものではないが、その場合は法第21条第1項に基づいて、あらかじめ利用目的を公表するか、取得後速やかに、その利用目的を、本人に通知するか、又は公表しなければならない。口頭により個人情報を取得する場合についても同様である。

また、人（法人を含む。）の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する必要はないが、その場合は法第21条第1項に基づいて、取得後速やかにその利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

【あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない事例】

事例1) 本人の個人情報が記載された申込書・契約書等を本人から直接取得する場合

事例2) アンケートに記載された個人情報を直接本人から取得する場合

事例3) 主催する調査の参加希望者が、参加申込みのためにホームページの入力画面に入力した個人情報を直接本人から取得する場合

【利用目的の明示に該当する事例】

事例1) 利用目的を明記した契約書その他の書面を相手方である本人に手渡し、又は送付する場合

なお、契約約款又は利用条件等の書面（電磁的記録を含む。）中に利用目的条項を記

³⁵ 「本人に対し、その利用目的を明示」とは、本人に対し、その利用目的を明確に示すことをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法による必要がある。

載する場合は、例えば、裏面約款に利用目的が記載されていることを伝える、又は裏面約款等に記載されている利用目的条項を表面にも記載し、かつ、社会通念上、本人が認識できる場所及び文字の大きさを記載する等、本人が実際に利用目的を確認できるよう留意することが望ましい。

事例 2) ネットワーク上において、利用目的を、本人がアクセスした自社のホームページ上に明示し、又は本人の端末装置上に表示する場合

なお、ネットワーク上において個人情報を取得する場合は、本人が送信ボタン等をクリックする前等にその利用目的（利用目的の内容が示された画面に 1 回程度の操作でページ遷移するよう設定したリンクやボタンを含む。）が本人の目に留まるようその配置に留意することが望ましい。

10.7 利用目的の通知等をしなくてよい場合

第 21 条

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- 一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- 三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

次に掲げる場合については、法第 21 条第 1 項から第 3 項までにおいて利用目的の本人への通知、公表又は明示（以下この項において「利用目的の通知等」という。）が求められる場合であっても、当該利用目的の通知等は不要である。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合（法第 21 条第 4 項第 1 号関係）

利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合は、法第 21 条第 1 項から第 3 項までの適用を受けず、当該利用目的の通知等は不要である。

事例) 児童虐待等に対応するために、児童相談所、学校、医療機関等の関係機関において、ネットワークを組んで対応する場合に、加害者である本人に対して当該本人の個人情報利用目的を通知・公表することにより、虐待を悪化させたり、虐待への対応に支障等が生じたりするおそれがある場合

(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合（法第 21 条第 4 項第 2 号関係）

利用目的を本人に通知し、又は公表することにより事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合は、法第 21 条第 1 項から第 3 項までの適用を受けず、当該利用目的の通知等は不要である。

事例) 暴力団等の反社会的勢力情報、疑わしい取引の届出の対象情報、業務妨害行為を行う悪質者情報等を、本人又は他の事業者等から取得したことが明らかになることにより、当該情報を取得した企業に害が及ぶ場合

(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき（法第 21 条第 4 項第 3 号関係）

国の機関等（地方公共団体又はその委託を受けた者を含む。）が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要があり、かつ、本人に対する利用目的の通知等により当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、当該民間企業等は、法第 21 条第 1 項から第 3 項までの適用を受けず、当該利用目的の通知等は不要である。

事例) 警察が、公開手配を行わないで、被疑者に関する個人情報を、被疑者の立ち回りが予想される個人情報取扱事業者に限って提供した場合において、警察から当該個人情報を受け取った当該個人情報取扱事業者が、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、捜査活動に支障を及ぼすおそれがある場合

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合（法第 21 条第 4 項第 4 号関係）

取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合は、法第 21 条第 1 項から第 3 項までの適用を受けず、当該利用目的の通知等は不要である。

事例 1) 商品・サービス等を販売・提供するに当たって住所・電話番号等の個人情報を取得する場合で、その利用目的が当該商品・サービス等の販売・提供のみを確実に行うためという利用目的であるような場合

事例 2) 一般の慣行として名刺を交換する場合、直接本人から、氏名・所属・肩書・連絡先等の個人情報を取得することとなるが、その利用目的が今後の連絡や、所属する会社の広告宣伝のための冊子や電子メールを送付するという利用目的であるような場合

11 研究の各側面における個人情報取扱の注意点：研究における個人データの管理

11.1 ポイント

個人データを取り扱うに当たっては、適切なデータの管理が求められる。データの内容の正確性の確保、安全管理措置の確保、従業員の監督、委託先の監督、がこれに当たる。

11.2 Q&A

Q11-1：取得した個人情報は、いつ廃棄しなければなりませんか。

A11-1：個人情報保護法では、個人情報の保存期間や廃棄すべき時期について規定していません。もっとも、個人情報取扱事業者は、その取扱いに係る個人データを利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければなりません。

Q11-2：「遅滞なく消去する」とは、具体的にどのような期間で消去することを求めていますか。

A11-2：「遅滞なく」が示す具体的な期間は、個人データの取扱状況等により異なり得ますが、業務の遂行上の必要性や引き続き当該個人データを保管した場合の影響等も勘案し、必要以上に長期にわたることのないようにする必要があると解されます。他方で、研究におけるデータ管理のサイクル等、実務上の都合に配慮することは認められます。研究計画策定段階において、利用が想定される合理的な期間を検討し、予め取得時に明示しておくという方法もあります。

Q11-3：研究室や研究プロジェクトにおいて、監督が必要となる「従業者」には、どのような者が該当しますか。

A11-3：法第24条の「従事者」とは、個人情報取扱事業者の指揮監督を受けて業務に従事している者等をいいます。例えば、当該研究の運営を担う者のほか、自研究室に所属する共同研究者や、研究室やプロジェクトの運営に携わる研究補助者（学生等）についても、個人情報取扱事業者の指揮監督を受けて業務に従事しているといえる場合には、「従事者」に該当します。

Q11-4：外国の事業者が運営するクラウドを利用していますが、サーバは国内にある場合、外国にある第三者への提供に該当しますか。

A11-4：当該クラウドを運営する外国にある事業者が、当該サーバに保存された個人データを取り扱わないこととなっている場合には、外国にある第三者への提供に該当しません。当該クラウドを運営する外国にある事業者が、当該個人データを取り扱わないこととなっている場合とは、契約条項によって当該外部事業者がサーバに保存された個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等が考えられます。なお、国立情報学研究所の学認クラウド導入支援サービスでは、クラウドサービスのチェックリストに基づいて、クラウド事業者によるデータの使用权に関する調査結果を大学等の利用機関に提供しています。

Q11-5：クラウドのサーバが海外にありますますが、使っていいのでしょうか。国内設置環境は必須でしょうか。

A11-5：必ずしも国内の環境を利用する必要はありません。ただし、外国にある事業者が運営するクラウドサービスを利用する場合であって、当該クラウドサービス提供事業者との契約条項やアクセス制御の状況によって当該クラウドサービス提供事業者がサーバに保存された個人データを取り扱うこととなっている場合には、外国にある第三者への個人データの提供に当たり、法 28 条の適用があります。なお、本人の同意に基づいて提供する場合を除き、別途法 27 条（例えば「個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合」）の適用がある点にもご留意ください。また、外国において個人データを取り扱う場合には、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる必要があります。

また、国内にあるクラウドサービス提供事業者が運営するサーバが海外にある場合に当該クラウドサービスを利用することは、法第 28 条第 1 項に規定する外国にある第三者への個人データの提供には当たりませんが、当該クラウドサービス提供事業者がサーバに保存された個人データを取り扱うこととなっている場合には、法第 27 条第 1 項に規定する個人データの「提供」にあたるため、法第 27 条に従って取り扱う必要があります。

なお、クラウドサービスの原則的な利用形態は、「クラウドサービス提供事業者が、当該個人データを取り扱わないこととなっている場合」であり、この場合は、第三者提供でも、委託提供でもないという整理になります。

なお、国立情報学研究所の学認クラウド導入支援サービスでは、クラウドサービスのチェックリストに基づいて、クラウドサーバが設置されるデータセンターの位置に関する調査結果を大学等の利用機関に提供しています。

11.3 データ内容の正確性の確保等

第 22 条

個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報データベース等への個人情報の入力時の照合・確認の手續の整備、誤り等を発見した場合の訂正等の手續の整備、記録事項の更新、保存期間の設定等を行うことにより、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

なお、保有する個人データを一律に又は常に最新化する必要はなく、それぞれの利用目的に応じて、その必要な範囲内で正確性・最新性を確保すれば足りる。

また、個人情報取扱事業者は、保有する個人データについて利用する必要がなくなったとき、すなわち、利用目的が達成され当該目的との関係では当該個人データを保有する合理的な理由が存在しなくなった場合や、利用目的が達成されなかったものの当該目的の前提となる事業自

体が中止となった場合等は、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない³⁶。
なお、法令の定めにより保存期間等が定められている場合は、この限りではない。

【個人データについて利用する必要がなくなったときに該当する事例】

事例) キャンペーンの懸賞品送付のため、当該キャンペーンの応募者の個人データを保有していたところ、懸賞品の発送が終わり、不着対応等のための合理的な期間が経過した場合

11.4 安全管理措置

第 23 条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人データの安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じなければならないが、当該措置は、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）、個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならない。具体的に講じなければならない措置や当該項目を実践するための手法の例等については、本ハンドブック第 14 章（講ずべき安全管理措置）を参照のこと。

11.5 従業員の監督

第 24 条

個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たって、法第 20 条に基づく安全管理措置を遵守させるよう、当該従業者に対し必要かつ適切な監督をしなければならない。その際、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に起因するリスクに応じて、個人データを取り扱う従業者に対する教育、研修等の内容及び頻度を充実させるなど、必要かつ適切な措置を講ずることが望ましい。

「従業者」とは、個人情報取扱事業者の組織内にあって直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者等をいい、雇用関係にある従業員（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、取締役、執行役、理事、監査役、監事、派遣社員等も含まれる。

³⁶ 「個人データの消去」とは、当該個人データを個人データとして使えなくすることであり、当該データを削除することのほか、当該データから特定の個人を識別できないようにすること等を含む。

【従業者に対して必要かつ適切な監督を行っていない事例】

事例 1) 従業者が、個人データの安全管理措置を定める規程等に従って業務を行っていることを確認しなかった結果、個人データが漏えいした場合

事例 2) 内部規程等に違反して個人データが入ったノート型パソコン又は外部記録媒体が繰り返し持ち出されていたにもかかわらず、その行為を放置した結果、当該パソコン又は当該記録媒体が紛失し、個人データが漏えいした場合

11.6 委託先の監督

第 25 条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託³⁷する場合は、委託を受けた者（以下「委託先」という。）において当該個人データについて安全管理措置が適切に講じられるよう、委託先に対し必要かつ適切な監督をしなければならない。

具体的には、個人情報取扱事業者は、法第 23 条に基づき自らが講ずべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、監督を行うものとする³⁸。

その際、委託する業務内容に対して必要のない個人データを提供しないようにすることは当然のこととして、取扱いを委託する個人データの内容を踏まえ、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、委託する事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に起因するリスクに応じて、次の（1）から（3）までに掲げる必要かつ適切な措置を講じなければならない³⁹。

（1）適切な委託先の選定

委託先の選定に当たっては、委託先の安全管理措置が、少なくとも法第 20 条及び本ハンドブックで委託元に求められるものと同等であることを確認するため、第 14 章（講ずべき安全管理措置）に記した各項目が、委託する業務内容に沿って、確実に実施されることについて、あらかじめ確認しなければならない。

³⁷ 「個人データの取扱いの委託」とは、契約の形態・種類を問わず、個人情報取扱事業者が他の者に個人データの取扱いを行わせることをいう。具体的には、個人データの入力（本人からの取得を含む。）、編集、分析、出力等の処理を行うことを委託すること等が想定される。

³⁸ 委託元が法第 23 条が求める水準を超える高い水準の安全管理措置を講じている場合に、委託先に対してもこれと同等の措置を求める趣旨ではなく、法律上は、委託先は、法第 23 条が求める水準の安全管理措置を講じれば足りると解される。

³⁹ 委託先の選定や委託先における個人データ取扱状況の把握に当たっては、取扱いを委託する個人データの内容や規模に応じて適切な方法をとる必要があるが、例えば、必要に応じて個人データを取り扱う場所に赴く又はこれに代わる合理的な方法（口頭による確認を含む。）により確認することが考えられる。

(2) 委託契約の締結

委託契約には、当該個人データの取扱いに関する、必要かつ適切な安全管理措置として、委託元、委託先双方が同意した内容とともに、委託先における委託された個人データの取扱状況を委託元が合理的に把握することを盛り込むことが望ましい。

(3) 委託先における個人データ取扱状況の把握

委託先における委託された個人データの取扱状況を把握するためには、定期的に監査を行う等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を調査した上で、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。

また、委託先が再委託を行おうとする場合は、委託を行う場合と同様、委託元は、委託先が再委託する相手方、再委託する業務内容、再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先から事前報告を受け又は承認を行うこと、及び委託先を通じて又は必要に応じて自らが、定期的に監査を実施すること等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと、及び再委託先が法第 23 条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい⁴⁰。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様である。

【委託を受けた者に対して必要かつ適切な監督を行っていない事例】

- 事例 1) 個人データの安全管理措置の状況を契約締結時及びそれ以後も適宜把握せず外部の事業者へ委託した結果、委託先が個人データを漏えいした場合
- 事例 2) 個人データの取扱いに関して必要な安全管理措置の内容を委託先に指示しなかった結果、委託先が個人データを漏えいした場合
- 事例 3) 再委託の条件に関する指示を委託先に行わず、かつ委託先の個人データの取扱状況の確認を怠り、委託先が個人データの処理を再委託した結果、当該再委託先が個人データを漏えいした場合
- 事例 4) 契約の中に、委託元は委託先による再委託の実施状況を把握することが盛り込まれているにもかかわらず、委託先に対して再委託に関する報告を求めるなどの必要な措置を行わず、委託元の認知しない再委託が行われた結果、当該再委託先が個人データを漏えいした場合

⁴⁰ 委託元が委託先について「必要かつ適切な監督」を行っていない場合で、委託先が再委託をした際に、再委託先が不適切な取扱いを行ったときは、元の委託元による法違反と判断され得るので、再委託をする場合は注意を要する。

12 研究の各側面における個人情報取扱の注意点：個人情報の共有

12.1 ポイント

第三者提供における「第三者」とは、一般に、①当該個人データによって特定される本人、②当該個人データを提供しようとする個人情報取扱事業者以外の者をいい、自然人、法人その他の団体を問わない。

なお、第三者提供の制限（法第 27 条）、外国にある第三者への提供の制限（法第 28 条）、確認・記録義務（法第 29 条及び第 30 条）の各条において、①及び②に加えて「第三者」から除外される者が規定されるので、本ハンドブックの「第三者」に係る記載を参照（12.6（第三者に該当しない場合）、12.7（外国にある第三者への提供の制限）、12.8（第三者提供に係る記録の作成等））。

「本人が容易に知り得る状態」とは、本人が知ろうとすれば、時間的にも、その手段においても、簡単に知ることができる状態をいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が確実に認識できる適切かつ合理的な方法によらなければならない。

12.2 Q&A

Q12-1：大学内の他の研究室に個人データを提供する場合、あらかじめ本人の同意を得る必要がありますか。

A12-1：「第三者」とは、一般に、①当該個人データによって特定される本人、②当該個人データを提供しようとする個人情報取扱事業者以外の者をいい、自然人、法人その他の団体を問わないと解釈されています。そのため、同じ個人情報取扱事業者の内部で提供する場合には、法 27 条・28 条の同意は不要です。もっとも、同じ個人情報取扱事業者の内部での提供であっても、法第 17 条第 1 項に基づき特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合には、あらかじめ本人の同意を得る必要があるため、同一事業者内の他の研究室によって当初特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報が利用される場合には、あらかじめ本人の同意を得る必要があります。

Q12-2：「あらかじめ」とは、具体的にはいつまでに同意を得る必要がありますか。

A12-2：当該個人データが第三者へ提供される時点より前までに同意を得る必要があります。個人情報を取得する際に、同時に、第三者提供をすることについての同意を得ることも可能です。

Q12-3：本人の同意は、個人データの第三者提供に当たってその都度得る必要があるのですか。

A12-3：必ずしも第三者提供のたびに同意を得なければならないわけではありません。例えば、個人情報の取得時に、その時点で予測される個人データの第三者提供について列挙し同意を得ておくことも可能です。なお、個人情報の同意を得る時点で、予測される第三者を列挙しておくことで、GRDM を介したデータ共有が可能です。

Q12-4：実験参加者の家族から実験に関する情報の提供依頼があった場合は提供してもよいですか。

A12-4： 提供できる場合があります。個人データを第三者に提供する際には、原則としてあらかじめ本人の同意を得る必要がありますが、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であると認められる場合は、本人の同意を得ずに提供することができます。

Q12-5： イベントで撮影された写真などを、大学内で展示する場合、写真に写っている本人からあらかじめ同意を得る必要がありますか。

A12-5： あらかじめ同意を得ることが望ましいです。個人情報保護法上は、個人データに該当しない場合は同意を得る必要はありませんが、掲示形態等により個人データに該当する場合は個人データの提供にあたり、原則として本人の同意が必要となります。また、プライバシーの権利や肖像権への配慮が必要なケースがあります。

一般的に、本人を判別可能な写真の画像は個人情報には該当しますが、個人データ（個人情報データベース等を構成する個人情報）ではないと解されます。

あらかじめ本人の同意を得ずに展示等を行っても、法第 27 条第 1 項に違反するおそれはないと解されますが、利用目的を通知又は公表することは必要です。

Q12-6： 第三者提供の例外規定のひとつである「法令に基づく場合」であれば、必ず個人データを提供しなければなりませんか。

A12-6： 「他の法令により個人情報を第三者へ提供することを義務付けられている場合」には、当該法令に基づき個人データを提供しなければならないと解されます。一方、「他の法令に、個人情報を第三者に提供することについて具体的根拠が示されているが、提供すること自体は義務付けられていない場合」には、必ず個人情報を提供しなければならないわけではなく、当該法令の趣旨に照らし、第三者提供の必要性和相当性が認められることを確認した上で対応することが、個人情報保護法の趣旨に沿うと解されます。

Q12-7： 弁護士法第 23 条の 2 に基づき、弁護士会から照会があった場合、同意を得ずに弁護士会に当該情報を提供してもよいですか。

A12-7： 同意を得る必要はありません。弁護士法第 23 条の 2 に基づく弁護士会からの照会に対する回答は、「法令に基づく場合」に該当するため、照会に応じて提供する際に本人の同意を得る必要はありません。

Q12-8： 刑事訴訟法第 197 条第 2 項に基づき、警察から個人データについての照会があった場合、本人の同意を得ずに回答してもよいですか。同法第 507 条に基づき、検察官から裁判の執行に関する照会があった場合はどうですか。

A12-8： 同意を得る必要はありません。警察や検察等の捜査機関からの照会や、検察官及び裁判官等からの裁判の執行に関する照会に対する回答は、「法令に基づく場合」に該当するため、これらの照会に応じて個人情報を提供する際に本人の同意を得る必要はありません。要配慮個人情報を提供する場合も同様です。これらの照会は、いずれも、捜査や裁判の執行に必要な場合に行われるもので、相手方に回答すべき義務を課すものと解されており、また、上記照会により求められた顧客情報を本人の同意なく回答する

ことが民法上の不法行為を構成することは、通常考えにくいいため、これらの照会には、一般に回答をすべきであると考えられます。

ただし、本人との間の争いを防止するために、照会に応じ警察等に対し顧客情報を提供する場合には、当該情報提供を求めた捜査官等の役職、氏名を確認するとともに、その求めに応じ提供したことを後日説明できるようにしておくことが必要と考えられます。

Q12-9： イベント開催の際、管轄の警察署に会場の警備を依頼しています。それに伴い、要参加者のリスト（氏名、住所、持株数等）の提出を警察署から求められた場合、個人情報保護法との関係では、本人の同意なく提供することができますか。

A12-9： 提供することができます。法第 18 条第 3 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号、法第 27 条第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当すると考えられます。

Q12-10： 医療機関が、以前治療を行った患者の臨床症例を、観察研究のために、他の医療機関へ提供することを考えています。本人の転居により有効な連絡先を保有しておらず、本人の同意を得ることが困難なのですが、本人同意なしに提供することは可能ですか。

A12-10： 可能な場合があります。公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときには、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者へ提供することが許容されています。

この点、一般に、医療機関等における臨床症例を、他の医療機関等に提供し、当該他の医療機関等における観察研究や診断・治療等の医療技術の向上のために利用することは、当該研究の成果が広く共有・活用されていくことや、当該他の医療機関等を受診する不特定多数の患者に対してより優れた医療サービスを提供できるようになること等により、公衆衛生の向上に特に資するものであると考えられます。

また、医療機関等が、本人の転居等により有効な連絡先を保有していない場合や、同意を取得するための時間的余裕や費用等に照らし、本人の同意を得ることにより当該研究の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合等には、「本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当するものと考えられます。

よって、法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により提供ができると考えられます。

Q12-11： ホームページに継続的に掲載すれば、法第 27 条第 2 項の「本人が容易に知り得る状態」に該当しますか。

A12-11： 該当します。例えば、本人が閲覧することが合理的に予測される個人情報取扱事業者のホームページにおいて、本人が分かりやすい場所（例：ホームページのトップページから 1 回程度の操作で到達できる場所等）に法に定められた事項を分かりやすく継続的に掲載しておくことで、通常は、「本人が容易に知り得る状態」になり得ると考えられます。

Q12-12： 個人情報等の取扱いについて、海外で情報収集する場合、海外の機関と共同研究をする場合などに配慮すべき事項はありますか。

A12-12：本ハンドブックでは日本の個人情報保護法制に焦点を絞った解説を行っていますが、今日では新興国を含む世界中の国や地域ごとに異なる個人情報保護法制が制定されており、その中には日本の法制度とは大きく異なる規律を持つものも少なくありません。外国の個人情報等を日本の研究機関が取り扱う場合には、例えばその相手国の法制度における個人情報等の国外持ち出しに関わる越境移転規制（日本の個人情報保護法第28条については本章参照）や、日本から行う外国の個人情報等の取得や利用にその国の法律が適用される域外適用等への対応などが必要になります。外国の個人情報保護法制を独力で正確に理解して対応することは一般的に容易ではなく、必要に応じ、相手国の法律に精通した専門家への相談を行うことが望ましいと言えます⁴¹。

個人情報保護法においては、外国にある個人情報取扱事業者等が、日本の居住者等国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、国内にある者を本人とする個人情報、当該個人情報として取得されることとなる個人関連情報又は当該個人情報を用いて作成された仮名加工情報若しくは匿名加工情報を、外国において取り扱う場合には、法が適用されるとされています（法第166条）。なお、域外適用の対象となる場合は、外国にある個人情報取扱事業者等がこれらの情報を本人から直接取得して取り扱う場合に限られず、本人以外の第三者から提供を受けて取り扱う場合も含まれます。

Q12-13：個人情報等の取扱いについて、海外へデータを提供する場合、海外の機関と共同研究を行う場合などに配慮すべき事項はありますか。

A12-13：法第28条では、外国にある第三者へ個人データを提供する場合には、法第27条第1項各号に掲げる場合を除くほか、原則としてあらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない旨が規定されていますが、個人の権利利益を保護する上で日本と同等の水準にある外国については例外として取り扱うとされており、また、個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者は法第28条の「第三者」に当たらないとされています。そのため、外国にある第三者へ個人データを提供する場合で、個人情報保護法第27条第1項の各号（学術研究分野においては特に5号から7号）を満たす場合には、提供に当たって本人の同意を得る必要はありません。

また、外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を取得しようとする場合には、本人に対し、あらかじめ当該外国における個人情報の保護に関する制度についての情報等を当該本人に提供しなければならないとされています。外国にある第三者へ個人データを提供する場合で、個人情報保護法第27条第1項の各号（学術研究分野においては特に5号から7号）を満たす場合には、提供にあたって本人の同意を得る必要はありませんが、その場合であっても、法第27条第3項に規定する必要な措置等は講じる必要があります。

⁴¹ 相手国の個人情報保護法制を概観する上では、個人情報保護委員会が公表している「外国における個人情報の保護に関する制度等の調査」が参考になる。

(<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/>)

Q12-14：SNS を使って研究発表する際に個人データについて気にすべきことがありますか。

A12-14：個人データが含まれる研究成果を SNS で発表することは、個人データの「提供」に当たると考えられます。個人データが含まれる研究成果を取り扱う場合には、第三者提供の同意等、個人情報取扱事業者に係る規律を遵守する必要があるため、慎重な対応が望まれます。なお、学術研究機関等が個人データを提供する場合であり、かつ、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ない場合（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）には、個人データの提供に当たり本人の同意は不要となります。

また、SNS を利用した研究発表は、成果の恒久的公表と等しく、撤回等ができない点に注意が必要です。SNS を利用した研究発表は成果の公表である点は論文等と大きく異なりません。ただし、聴講者の限られた独自の慣習のある学会・研究会等とは、場合によっては同一に考えることは危険かもしれません。そのようなクローズドな学会・研究会等では、研究成果をより伝えやすくするため、最低限の仮名化（マスキング等）処理のみで発表を行うことがあるかもしれませんが、SNS などのオープンの場合の公表においては、このようなクローズドな学会・研究会等と同様の報告を行った場合、その場限りとすることや、事後の撤回を行うことができないため、より精緻な仮名化を施すなど、慎重な対応が求められます。

Q12-15：SNS のデータを素材とした研究で、個人情報保護法上で特別な配慮が必要か？

A12-15：SNS ユーザーにはある程度実名等が含まれており、そのようなデータベースは個人情報データベース等として扱われるのが一般です。したがって、SNS 運営者からユーザー情報の提供を受ける場合には、SNS 運営者から研究機関への個人データの第三者提供と考えて、SNS 運営者がユーザーの同意を得ていることを確認する必要があります。研究機関側でも、実名データの含まれたデータベースを取り扱う際には、個人データとして扱うことが安全です。個々のデータを匿名化して、特定の個人が識別できない形にすれば個人情報として扱う必要はありません。

12.3 （例外検討）第三者提供の制限

第 27 条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害

するおそれがある場合を除く。)

六 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

七 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

個人情報取扱事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、あらかじめ本人の同意を得ないで提供してはならない⁴²⁴³。同意の取得に当たっては、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない。

なお、あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的において、その旨を特定しなければならない（9.3（利用目的の特定）参照）。

【第三者提供とされる事例】（ただし、法第 27 条第 5 項各号の場合を除く。）

事例 1）親子兄弟会社、グループ会社の間で個人データを交換する場合

事例 2）フランチャイズ組織の本部と加盟店の間で個人データを交換する場合

事例 3）同業者間で、特定の個人データを交換する場合

【第三者提供とされない事例】（ただし、利用目的による制限がある。）

事例） 同一事業者内で他部門へ個人データを提供する場合

法第 27 条第 1 項第 5 号から第 7 号に、第三者提供の制限に係る学術研究機関等の例外が規定されている。これらについては第 6 章（研究利用目的での例外の考え方）を参照。

12.4 第三者に該当しない場合

第 27 条

⁴² ブログやその他の SNS に書き込まれた個人データを含む情報については、当該情報を書き込んだ者の明確な意思で不特定多数又は限定された対象に対して公開されている情報であり、その内容を誰が閲覧できるかについて当該情報を書き込んだ者が指定していることから、その公開範囲について、インターネット回線への接続サービスを提供するプロバイダやブログその他の SNS の運営事業者等に裁量の余地はないため、このような場合は、当該事業者が個人データを第三者に提供しているとは解されない。

⁴³ 個人情報取扱事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、法第 174 条により刑事罰（1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）が科され得る。

- 5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- 一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
 - 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - 三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 6 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

次の（１）から（３）までの場合については、個人データの提供先は個人情報取扱事業者とは別の主体として形式的には第三者に該当するものの、本人との関係において提供主体である個人情報取扱事業者と一体のものとして取り扱うことに合理性があるため、第三者に該当しないものとする。

このような要件を満たす場合には、個人情報取扱事業者は、法第 27 条第 1 項から第 3 項までの規定にかかわらず、あらかじめの本人の同意又は第三者提供におけるオプトアウトを行うことなく、個人データを提供することができる。

（１）委託（法第 27 条第 5 項第 1 号関係）

利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いに関する業務の全部又は一部を委託することに伴い、当該個人データが提供される場合は、当該提供先は第三者に該当しない。この場合、当該提供先は、委託された業務の範囲内でのみ、本人との関係において提供主体である個人情報取扱事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性があるため、委託された業務以外に当該個人データを取り扱うことはできない。

なお、個人情報取扱事業者には、法第 25 条により、委託先に対する監督責任が課される。

事例 1）データの打ち込み等、情報処理を委託するために個人データを提供する場合

事例 2）百貨店が注文を受けた商品の配送のために、宅配業者に個人データを提供する場合

（２）事業の承継（法第 27 条第 5 項第 2 号関係）

合併、分社化、事業譲渡等により事業が承継されることに伴い、当該事業に係る個人データが提供される場合は、当該提供先は第三者に該当しない。

なお、事業の承継後も、個人データが当該事業の承継により提供される前の利用目的の範囲内で利用しなければならない。

また、事業の承継のための契約を締結するより前の交渉段階で、相手会社から自社の調査を受け、自社の個人データを相手会社へ提供する場合も、本号に該当し、あらかじめ本人の同意を得ることなく又は第三者提供におけるオプトアウト手続を行うことなく、個人データ

を提供することができるが、当該データの利用目的及び取扱方法、漏えい等が発生した場合の措置、事業承継の交渉が不調となった場合の措置等、相手会社に安全管理措置を遵守させるために必要な契約を締結しなければならない。

事例 1) 合併、分社化により、新会社に個人データを提供する場合

事例 2) 事業譲渡により、譲渡先企業に個人データを提供する場合

(3) 共同利用（法第 27 条第 5 項第 3 号関係）

特定の者との間で共同して利用される個人データを当該特定の者に提供する場合⁴⁴であって、次の①から⑤までの情報⁴⁵を、提供に当たりあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときには、当該提供先は、本人から見て、当該個人データを当初提供した事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性があると考えられることから、第三者に該当しない⁴⁶。

なお、法第 27 条第 5 項第 3 号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、令和 3 年改正法の施行日前に、別表第二法人等により本人に通知されているときは、当該通知は、令和 3 年改正法の施行日以後は、同号の規定による通知とみなす（令和 3 年改正法附則第 7 条第 4 項）。

また、既に特定の事業者が取得している個人データを他の事業者と共同して利用する場合には、当該共同利用は、社会通念上、共同して利用する者の範囲や利用目的等が当該個人データの本人が通常予期し得ると客観的に認められる範囲内である必要がある。その上で、当該個人データの内容や性質等に応じて共同利用の是非を判断し、既に取得している事業者が

⁴⁴ 共同利用の対象となる個人データの提供については、必ずしも全ての共同利用者が双方向で行う必要はなく、一部の共同利用者に対し、一方向で行うこともできる。

⁴⁵ 事業者が共同利用を実施する場合には、共同利用者における責任等を明確にし、円滑に実施する観点から、①から⑤までの情報のほか、例えば、次の（ア）から（カ）までの事項についても、あらかじめ取り決めておくことが望ましい。

（ア）共同利用者の要件（グループ会社であること、特定のキャンペーン事業の一員であること等、共同利用による事業遂行上の一定の枠組み）

（イ）各共同利用者の個人情報取扱責任者、問合せ担当者及び連絡先

（ウ）共同利用する個人データの取扱いに関する事項

① 個人データの漏えい等防止に関する事項

② 目的外の加工、利用、複写、複製等の禁止

③ 共同利用終了後のデータの返還、消去、廃棄に関する事項

（エ）共同利用する個人データの取扱いに関する取決めが遵守されなかった場合の措置

（オ）共同利用する個人データに関する事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項

（カ）共同利用を終了する際の手続

⁴⁶ 共同利用か委託かは、個人データの取扱いの形態によって判断されるものであって、共同利用者の範囲に委託先事業者が含まれる場合であっても、委託先との関係は、共同利用となるわけではなく、委託元は委託先の監督義務を免れるわけではない。

法第 17 条第 1 項の規定により特定した利用目的の範囲で共同して利用しなければならない。

①共同利用をする旨

②共同して利用される個人データの項目

事例 1) 氏名、住所、電話番号、年齢

事例 2) 氏名、商品購入履歴

③共同して利用する者の範囲

「共同利用の趣旨」は、本人から見て、当該個人データを提供する事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性がある範囲で、当該個人データを共同して利用することである。

したがって、共同利用者の範囲については、本人がどの事業者まで将来利用されるか判断できる程度に明確にする必要がある。

なお、当該範囲が明確である限りにおいては、必ずしも事業者の名称等を個別に全て列挙する必要はないが、本人がどの事業者まで利用されるか判断できるようにしなければならない。

④利用する者の利用目的

共同して利用する個人データについて、その利用目的を全て、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いていなければならない。

なお、利用目的が個人データの項目によって異なる場合には、当該個人データの項目ごとに利用目的を区別して記載することが望ましい。

⑤当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

「個人データの管理について責任を有する者」とは、開示等の請求及び苦情を受け付け、その処理に尽力するとともに、個人データの内容等について、開示、訂正、利用停止等の権限を有し、安全管理等個人データの管理について責任を有する者をいう。

なお、ここでの「責任を有する者」とは、共同して利用する全ての事業者の中で、第一次的に苦情の受付・処理、開示・訂正等を行う権限を有する者をいい、共同利用者のうち一事業者の内部の担当責任者をいうものではない。

また、個人データの管理について責任を有する者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、共同利用者間で利用している個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

【共同利用に該当する事例】

事例 1) グループ企業で総合的なサービスを提供するために取得時の利用目的（法第 15 条第 2 項の規定に従い変更された利用目的を含む。以下同じ。）の範囲内で情報を共同利用する場合

事例 2) 親子兄弟会社の間で取得時の利用目的の範囲内で個人データを共同利用する場合

事例 3) 使用者と労働組合又は労働者の過半数を代表する者との間で取得時の利用目的の範囲内で従業員の個人データを共同利用する場合

【共同利用に係る事項の変更】

個人情報取扱事業者は、個人データを共同利用する場合において、「共同利用する者の利用目的」については、社会通念上、本人が通常予期し得る限度と客観的に認められる範囲内で変更することができ、「個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称」についても変更することができるが、いずれも変更する前に、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

なお、「共同して利用される個人データの項目」及び「共同して利用する者の範囲」について変更することは、原則として認められないが、例えば次のような場合は、引き続き共同利用を行うことができる。

事例１）共同利用を行う個人データの項目や事業者の変更につき、あらかじめ本人の同意を得た場合

事例２）共同利用を行う事業者の名称に変更があるが、共同して利用される個人データの項目には変更がない場合

事例３）共同利用を行う事業者について事業の承継が行われた場合（共同利用する個人データの項目等の変更がないことが前提）

12.5 外国にある第三者への提供の制限

第 28 条 個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この条において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第一項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

外国にある第三者への提供の制限については、個人情報保護委員会が公表する「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）」を参照のこと。

12.6 第三者提供に係る記録の作成等

第 29 条 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者（第二条第五項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条において同じ。）に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十三条第一項各号又は第五項各号のいずれか（前条の規定による個人データの提供にあつては、第二十三条第一項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規

則で定める期間保存しなければならない。

第三者提供に係る記録の作成等については、個人情報保護委員会が公表する「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」を参照のこと。

12.7 第三者提供を受ける際の確認等

第 30 条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。
ただし、当該個人データの提供が第二十三条第一項各号又は第五項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの）にあっては、その代表者又は管理人）の氏名
- 二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
- 2 前項の第三者は、個人情報取扱事業者が同項の規定による確認を行う場合において、当該個人情報取扱事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。
- 3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。
- 4 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

第三者提供を受ける際の確認等については、別途定める「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」を参照のこと。

13 研究の各側面における個人情報取扱の注意点：保有個人データ・保有個人情報の取扱い

13.1 ポイント

保有個人データ（法第 16 条第 4 項）は、民間部門に係る規律（法第 4 章）のうち、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止に関する規定の対象となるものであり、保有個人情報（法第 60 条第 1 項）は、公的部門における個人情報の利用や提供等に係る規律の対象となるものである。法別表第二に掲げる法人（6.9（別表第二法人等）参照）については、政府の一部を構成するとみられる独立行政法人等としての特性を踏まえ、法第 5 章の規律のうち、個人情報ファイル、開示等及び匿名加工情報に関する規律（法第 60 条、第 75 条、第 5 章第 4 節、第 5 節、第 124 条第 2 項、第 127 条）については、公的部門に係る規律が適用されるものの、その他の個人情報等の取扱いに関する規律については、個人情報取扱事業者等と同様の規律（法第 4 章）が適用される（法第 58 条第 2 項並びに第 123 条第 1 項及び第 3 項）。なお、法第 5 章における個人情報ファイル、開示等請求及び行政機関等匿名加工情報に関しては、個人情報保護委員会が公表している個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）に加えて、個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）及び個人情報の保護に関する法律についての Q&A（行政機関等編）も参照する必要がある。

対外発表（学会や論文での成果公表）に個人データが含まれる場合は、個人データ等の第三者提供に当たり、原則として本人の同意が必要となる。しかしながら、学術研究機関等が個人データを提供する場合であり、かつ、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ない場合（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）は第三者への個人データの提供に当たって、本人の同意は不要である。

研究終了後のデータの保管期間については、保有する個人データについて利用する必要がなくなったとき、すなわち、利用目的が達成され当該目的との関係では当該個人データを保有する合理的な理由が存在しなくなった場合や、利用目的が達成されなかったものの当該目的の前提となる事業自体が中止となった場合等は、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。個人データ取得開始時に予め取扱いの期間を定めておく等、計画的に個人データを利用することが望ましい。

なお、本章の Q&A は法第 4 章の規律に関して説明しているところ、前述の通り、別表第二法人等においては開示等請求に関して法第 5 章の規律が適用され、仮名加工情報であっても保有個人情報に該当するものについては開示等請求の対象となることから、注意が必要である。

13.2 Q&A

Q13-1： 共同利用者がいる場合、各共同利用者を「責任を有する者」として、それぞれが開示等請求や苦情を受け付けることはできますか。

A13-1： できます。ただし、法第 27 条第 5 項第 3 号の規定に基づき、各共同利用者を「責任を有する者」としていることが明確にされていることが必要です。

Q13-2： 法第 32 条第 1 項第 3 号は、開示等の請求等に応じる手続を本人の知り得る状態に置かなければならないと定めていますが、必ずホームページに掲載しなければいけませんか。

A13-2： 必ずしもホームページに掲載しなければならないわけではありません。開示等の請求等に応じる手続については、本人の知り得る状態に置かなければなりません、本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合も含むとされています（法第 32 条第 1 項）。

Q13-3： ①法第 32 条第 1 項に基づき、全ての保有個人データの利用目的について回答を求められた場合には、当該本人が識別されない保有個人データの利用目的についても回答する必要がありますか。また、その場合、本人が識別される保有個人データの利用目的とそれ以外の利用目的とを区別して回答する必要がありますか。②同条第 2 項の規定に基づく利用目的の通知の求めの場合と比べて、対象となる利用目的の範囲などに違いはありますか。

A13-3： ①当該本人が識別されない保有個人データの利用目的についても回答する必要があります。この場合、本人が識別される保有個人データの利用目的とそれ以外の利用目的とを区別して回答する必要はありません。②法第 32 条第 2 項の場合には、当該本人が識別される保有個人データの利用目的に対象が限定されている点、求めに対する措置の実施に関し手数料を徴収することができる点などで、同条第 1 項の場合と異なっています。

Q13-4： 組織内で取り扱う個人情報については、個人情報が検索できる状態ではありませんが、そのような状態であれば、本人からの開示の請求に応じなくてもよいですか。

A13-4： 開示の請求に応じる法的義務はありません。開示義務の対象は「保有個人データ」とされていますが、御指摘の場合には、特定の個人情報を検索することができない状態ですので、「個人データ」に該当しません。したがって、開示義務の対象となる「保有個人データ」にも該当しません。

Q13-6： 「貴組織が保有する私の情報全てを開示せよ」という請求があった場合には、どのように対応したらよいですか。

A13-6： 個人情報取扱事業者は、開示を請求している本人に対して、対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができます。本人が、この求めに応じて、開示を請求する範囲を一部に特定した場合には、本人が特定した範囲で開示をすれば足ります。ただし、法第 37 条第 2 項後段により、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示の請求をすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければなりません。

Q13-7： 保有個人データであっても、本人以外の他の個人情報（例えば、家族の氏名等）が同時に含まれているものがあります。本人からの保有個人データの開示の請求があった場合、家族の氏名等、本人以外の他の個人情報については、開示をしなくともよいですか。

A13-7： 開示をする必要はありません。当該本人が識別される保有個人データが対象です。

Q13-8： 本人から自分の個人情報の取得元の開示を請求された場合には、どのように対応すればよいですか。

A13-8： 法第 33 条第 5 項において、第三者提供を受ける際の確認記録義務を規定する法第 30 条第 3 項の記録についても開示請求に係る規定が準用される旨が定められていることから、当該開示請求が法第 30 条第 3 項の開示を求めるものである場合は、法第 33 条第 1 項から第 3 項までに従って開示の要否を検討することとなります。

Q13-9： 本人から保有個人データの評価が誤っているとして訂正等の請求があった場合には、訂正等に応じなければなりません。

A13-9： 応じる必要はありません。個人情報保護法では、「保有個人データの内容が事実でないとき」に訂正等を行う義務が生じます。そのため、訂正等の対象が事実ではなく評価に関する情報である場合には、訂正等を行う必要はありません。

Q13-10： 本人からの開示等の請求等に備えて、開示等の請求等を受け付ける方法をあらかじめ定めておく必要がありますか。

A13-10： 定めておくことが望ましいです。個人情報保護法上、個人情報取扱事業者は、開示等の請求に応じる義務がありますが、その手続については各組織において定めることができます。当該方法をあらかじめ定めていない場合には、本人は任意の方法により開示等の請求等を行うこととなりますので、その組織は、個別に相談しながら対応することとなります。

Q13-11： 開示等の手数料はいくらにすべきですか。

A13-11： 手数料の額は、実費を予測して平均的単価を算出して定めることが望ましいと考えられます。

Q13-12： 研究成果の発表の種類によって、個人情報の取扱いはどうに異なりますか。例えば、学会等口頭発表、雑誌論文等紙面での発表、ウェブでの公開等、メディアの違いにより個人情報の取扱いに違いがありますか。

A13-12： 個人データが含まれる研究成果を発表することは、個人データの「提供」に当たると考えられ、発表の手法により異なるものではありません。個人情報が含まれる研究成果を取り扱う場合には、第三者提供の同意（法第 27 条）等、個人情報取扱事業者に係る規律を遵守する必要があるため、慎重な対応が望まれます。なお、学術研究機関等が個人データを提供する場合であり、かつ、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ない場合（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）には、個人データの提供に当たり本人の同意は不要となります（法第 27 条第 1 項第 5 号）。また、発表に当たり、当該研究結果に含まれる個人情報について匿名加工情報を作成したりや統計化すること等により、個人情報に当たらない情報としたうえで、発表することも考えられます。

13.3 （民間部門）保有個人データに関する事項の公表等

第 32 条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

- 一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 全ての保有個人データの利用目的（第 21 条第 4 項第 1 号から第 3 号までに該当する場合を除く。）
 - 三 次項の規定による求め又は次条第 1 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 34 条第 1 項若しくは第 35 条第 1 項、第 3 項若しくは第 5 項の規定による請求に応じる手続（第 38 条第 2 項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）
 - 四 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの
- 2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- 一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
 - 二 第 21 条第 4 項第 1 号から第 3 号までに該当する場合
- 3 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

政令第 10 条

法第 32 条第 1 項第 4 号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 法第 23 条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置（本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）
- 二 当該個人情報取扱事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
- 三 当該個人情報取扱事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合にあっては、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

■法第 32 条第 1 項関係

個人情報取扱事業者は、保有個人データについて、次の①から⑤までの情報を本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。以下同じ。）に置かなければならない。

- ①個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ②全ての保有個人データの利用目的（ただし、一定の場合を除く。）
- ③保有個人データの利用目的の通知の求め又は開示等の請求に応じる手続及び保有個人データの利用目的の通知の求め又は開示の請求に係る手数料の額（定めた場合に限る。）
- ④保有個人データの安全管理のために講じた措置（ただし、本人の知り得る状態に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）
- ⑤保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

■法第 32 条第 2・3 項関係

個人情報取扱事業者は、次の①から④までの場合を除いて、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、遅滞なく、本人に通知しなければならない。なお、通知しない旨を決定したときは、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。

- ①上記(1)(法第32条第1項)の措置により、本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかである場合
- ②利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合(法第21条第4項第1号)(10.7(利用目的の通知等をしなくてよい場合)参照)
- ③利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は利益が侵害されるおそれがある場合(法第21条第4項第2号)(10.7(利用目的の通知等をしなくてよい場合)参照)
- ④国の機関等が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であり、協力する民間企業等が国の機関等から受け取った保有個人データの利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合(法第21条第4項第3号)(10.7(利用目的の通知等をしなくてよい場合)参照)

13.4 (民間部門) 保有個人データの開示

第33条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法による開示を請求することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、同項の規定により当該本人が請求した方法(当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法)により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 三 他の法令に違反することとなる場合

3 個人情報取扱事業者は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は同項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

4 他の法令の規定により、本人に対し第2項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第1項及び第2項の規定は、適用しない。

規則第30条 法第33条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の個人情報保護委員会規則で定める方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（存在しないときにはその旨を知らせることを含む。）の請求を受けたときは、本人に対し、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他当該個人情報取扱事業者の定める方法のうち本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。

電磁的記録の提供による方法については、個人情報取扱事業者がファイル形式や記録媒体などの具体的な方法を定めることができるが、開示請求等で得た保有個人データの利用等における本人の利便性向上の観点から、可読性・検索性のある形式による提供や、技術的に可能な場合には、他の事業者へ移行可能な形式による提供を含め、できる限り本人の要望に沿った形で対応することが望ましい。

ただし、開示することにより次の（１）から（３）までのいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができるが、これにより開示しない旨の決定をしたとき又は請求に係る保有個人データが存在しないときは、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。また、本人が請求した方法による開示が困難であるときは、その旨を本人に通知した上で、書面の交付による方法により開示を行わなければならない。

（１）本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

保有個人データを本人に開示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合は、当該保有個人データの全部又は一部を開示しないことができる。

事例） 医療機関等において、病名等を患者に開示することにより、患者本人の心身状況を悪化させるおそれがある場合

（２）個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

保有個人データを本人に開示することにより、個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、当該保有個人データの全部又は一部を開示しないことができる。なお、「著しい支障を及ぼすおそれ」に該当する場合とは、個人情報取扱事業者の業務の実施に単なる支障ではなく、より重い支障を及ぼすおそれが存在するような例外的なときに限定され、単に開示すべき保有個人データの量が多いという理由のみでは、一般には、これに該当しない。

事例 1) 試験実施機関において、採点情報の全てを開示することにより、試験制度の維持に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

事例 2) 同一の本人から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し開示の請求があり、事実上問合せ窓口が占有されることによって他の問合せ対応業務が立ち行かなくなる等、業務上著しい支障を及ぼすおそれがある場合

事例 3) 電磁的記録の提供にふさわしい音声・動画ファイル等のデータを、あえて書面で請求することにより、業務上著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 他の法令に違反することとなる場合

保有個人データを本人に開示することにより、他の法令に違反することとなる場合は、当該保有個人データの全部又は一部を開示しないことができる。

事例) 刑法(明治40年法律第45号)第134条(秘密漏示罪)や電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第4条(通信の秘密の保護)に違反することとなる場合

また、他の法令の規定により、法第33条第2項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データを開示することとされている場合には、法第33条第1項及び第2項の規定は適用されず、当該他の法令の規定が適用されることとなる(法第33条第4項)。

13.5 (民間部門) 第三者提供記録の開示

第33条

5 第1項から第3項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第29条第1項及び第30条第3項の記録(その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。第37条第2項において「第三者提供記録」という。)について準用する。

第三者提供記録とは、法第29条第1項及び第30条第3項の記録のうち、次の(1)から(4)までに掲げるものを除いたものをいう。明文又は解釈により法第29条第1項又は第30条第3項の規定が適用されない場合において、これらの規定に基づくことなく作成された記録は第三者提供記録に含まれない。

- (1) 当該記録の存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- (2) 当該記録の存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
- (3) 当該記録の存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
- (4) 当該記録の存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される個人データに係る第三者提供記録の開示(存在しないときにはその旨を知らせることを含む。)の請求を受けたときは、本人に対し、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他当該個人情報取扱事業者の定める方法のうち本人が請求した方法(当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法)により、遅滞なく、当該第三者提供記録を開示しなければならない。

個人情報取扱事業者が第三者提供記録を本人に開示するに当たっては、法において記録事項

とされている事項を本人が求める方法により開示すれば足り、それ以外の事項を開示する必要はない。例えば、契約書の代替手段による方法で記録を作成した場合には、当該契約書中、記録事項となっている事項を抽出した上で、本人が求める方法により開示すれば足り、契約書そのものを開示する必要はない。

第三者提供記録を開示することにより次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができるが、これにより開示しない旨の決定をしたとき又は請求に係る第三者提供記録が存在しないときは、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。また、本人が請求した方法による開示が困難であるときは、その旨を本人に通知した上で、書面の交付による方法により開示を行わなければならない。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

13.6 (民間部門) 保有個人データの訂正等

第 34 条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を請求することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

3 個人情報取扱事業者は、第 1 項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データに誤りがあり、事実でないという理由によって、内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）の請求を受けた場合は、利用目的の達成に必要な範囲で遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、原則として、訂正等を行わなければならない。

なお、個人情報取扱事業者は、法第 34 条第 2 項の規定に基づき請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を本人に通知しなければならない。

また、保有個人データの内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合には、法第 34 条第 1 項及び第 2 項の規定は適用されず、当該他の法令の規定が適用されることとなる。

13.7 (民間部門) 保有個人データの利用停止等

第 35 条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第 18

条若しくは第 19 条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第 20 条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 3 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第 27 条第 1 項又は第 28 条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。
- 4 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 5 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第 26 条第 1 項本文に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。
- 6 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 7 個人情報取扱事業者は、第 1 項若しくは第 5 項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第 3 項若しくは第 5 項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

個人情報取扱事業者は、次の（１）から（３）までのいずれかに該当する場合については、保有個人データの利用の停止若しくは消去（以下「利用停止等」という。）又は第三者提供の停止を行わなければならない。

- （１）法違反の場合の利用停止等
- （２）法違反の場合の第三者提供の停止
- （３）法第 35 条第 5 項の要件を満たす場合の利用停止等又は第三者提供の停止

13.8 (民間部門) 理由の説明

第 36 条 個人情報取扱事業者は、第 32 条第 3 項、第 33 条第 3 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 34 条第 3 項又は前条第 7 項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

個人情報取扱事業者は、保有個人データの利用目的の通知の求め、保有個人データの開示、訂正等、利用停止等若しくは第三者提供の停止に関する請求、又は第三者提供記録の開示に関する請求（以下「開示等の請求等」という。）に係る措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨又はその措置と異なる措置をとる旨を本人に通知する場合は、併せて、本人に対して、その理由を説明するように努めなければならない。

13.9 (民間部門) 開示等の請求等に応じる手続

第 37 条 個人情報取扱事業者は、第 32 条第 2 項の規定による求め又は第 33 条第 1 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。次条第 1 項及び第 39 条において同じ。）、第 34 条第 1 項若しくは第 35 条第 1 項、第 3 項若しくは第 5 項の規定による請求（以下この条及び第 54 条第 1 項において「開示等の請求等」という。）に関し、政令で定めるところにより、その求め又は請求を受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の請求等を行わなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の請求等に関し、その対象となる保有個人データ又は第三者提供記録を特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人データ又は当該第三者提供記録の特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。
- 3 開示等の請求等は、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる
- 4 個人情報取扱事業者は、前三項の規定に基づき開示等の請求等に応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

政令第 12 条 法第 37 条第 1 項の規定により個人情報取扱事業者が開示等の請求等を受け付ける方法として定めることができる事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 開示等の請求等の申出先
- (2) 開示等の請求等に際して提出すべき書面（電磁的記録を含む。第 33 条第 1 項及び第 38 条第 3 項において同じ。）の様式その他の開示等の請求等の方式
- (3) 開示等の請求等をする者が本人又は次条に規定する代理人であることの確認の方法
- (4) 法第 38 条第 1 項の手数料の徴収方法

政令第 13 条 法第 37 条第 3 項の規定により開示等の請求等を行うことができる代理人は、次に掲げる代理人とする。

- (1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

(2) 開示等の請求等をするにつき本人が委任した代理人

個人情報取扱事業者は、開示等の請求等において、これを受け付ける方法として次の（１）から（４）までの事項を定めることができる。

（１）開示等の請求等の申出先

（例）担当窓口名・係名、郵送先住所、受付電話番号、受付 FAX 番号、メールアドレス等

（２）開示等の請求等に際して提出すべき書面（電磁的記録を含む。）の様式、その他の開示等の請求等の受付方法

（例）郵送、FAX、電子メールやウェブサイト等のオンラインで受け付ける等

（３）開示等の請求等をする者が本人又はその代理人（①未成年者又は成年被後見人の法定代理人、②開示等の請求等をするにつき本人が委任した代理人）であることの確認の方法

（４）保有個人データの利用目的の通知又は保有個人データの開示をする際に徴収する手数料の徴収方法

ただし、開示等の請求等を受け付ける方法を定めるに当たっては、当該手続が、事業の性質、保有個人データの取扱状況、開示等の請求等の受付方法等に応じて適切なものになるよう配慮するとともに、必要以上に煩雑な書類を書かせたり、請求等を受け付ける窓口を他の業務を行う拠点とは別にいたずらに不便な場所に限定したりする等、本人に過重な負担を課するものにならないよう配慮しなければならない。

また、開示等の請求等を受け付ける方法を定めた場合には、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置いておかななければならない。「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）」とは、本人が知ろうとすれば、知ることができる状態に置くことをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならないが、開示等の請求等を行おうとする本人がその手続を把握できるようにしておくことが重要であり、例えば、ホームページへの掲載による場合、本人が簡単な操作によって該当箇所へ到達でき、円滑に請求等を行えるようにしておくことが望ましい。また、「本人の求めに応じて遅滞なく回答する」ことによって対応する場合には、その前提として、少なくとも本人が簡単な操作によって求めを行うことができるようにすることが望ましい。

なお、個人情報取扱事業者が、開示等の請求等を受け付ける方法を合理的な範囲で定めるときは、本人は、当該方法に従って開示等の請求等を行わなければならない、当該方法に従わなかった場合は、個人情報取扱事業者は当該開示等の請求等を拒否することができる。

また、法第 37 条第 2 項前段は、本人に対し、開示を請求する保有個人データ又は第三者提供記録の範囲を一部に限定する義務を課すものではなく、また、個人情報取扱事業者に対し、本人が開示を請求する範囲を限定させる権利を認めるものでもない。

個人情報取扱事業者は、円滑に開示等の手続が行えるよう、本人に対し、開示等の請求等の対象となる当該本人が識別される保有個人データ又は第三者提供記録の特定に必要な事項（住所、ID、パスワード、会員番号等）の提示を求めることができる。なお、その際には、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人データ又は第三者提供記録の特定に資する情報を提供するなど、本人の利便性を考慮しなければならない。

13.10 （民間部門）手数料

第 38 条 個人情報取扱事業者は、第 32 条第 2 項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第 33 条第 1 項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

個人情報取扱事業者は、保有個人データの利用目的の通知（法第 32 条第 2 項）を求められ、又は保有個人データの開示の請求（法第 33 条第 1 項）若しくは第三者提供記録の開示の請求（法第 33 条第 5 項において準用する同条第 1 項）を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料の額を定め、これを徴収することができる。

なお、当該手数料の額を定めた場合には、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置いておかなければならない（法第 32 条第 1 項第 3 号）。

また、手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

13.11 （民間部門）裁判上の訴えの事前請求

第 39 条 本人は、第 33 条第 1 項、第 34 条第 1 項又は第 35 条第 1 項、第 3 項若しくは第 5 項の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から 2 週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該訴えの被告となるべき者がその請求を拒んだときは、この限りでない。

- 2 前項の請求は、その請求が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。
- 3 前二項の規定は、第 33 条第 1 項、第 34 条第 1 項又は第 35 条第 1 項、第 3 項若しくは第 5 項の規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

自己が識別される保有個人データの開示、訂正等、利用停止等若しくは第三者提供の停止又は自己が識別される個人データに係る第三者提供記録の開示の個人情報取扱事業者に対する請求について裁判上の訴えを提起しようとするときは、あらかじめ裁判外において当該請求を個人情報取扱事業者に対して行い、かつ、当該請求が当該個人情報取扱事業者に到達した日から 2 週間を経過した後でなければ、当該訴えを提起することができない。

ただし、個人情報取扱事業者が当該裁判外の請求を拒んだときは、2 週間を経過する前に、当該請求に係る裁判上の訴えを提起することができる。

13.12 （公的部門）個人情報ファイル簿の作成及び公表

第 75 条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
 - 一 前条第二項第一号から第十号までに掲げる個人情報ファイル
 - 二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - 三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル
- 3 第一項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、記録項目の一部若しくは前条第一項第五号若しくは第七号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

行政機関の長等及び法別表第 2 に掲げる法人は、当該行政機関の長等の属する行政機関等及び法別表第 2 に掲げる法人が保有する個人情報ファイルについて、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図り、行政機関等及び法別表第 2 に掲げる法人における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をより的確に認識することができるようにするために、一定の事項を記載した帳簿である個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない（法第 75 条第 1 項）。

13.13 （公的部門）保有個人情報の開示

- 第 76 条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。
- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この節及び第百二十五条において「開示請求」という。）をすることができる。

法は、個人が、行政機関等が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確保する上で重要な仕組みとして開示請求、訂正請求及び利用停止請求（以下「開示請求等」という。）の仕組みを設けており、何人も、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示等を請求することができる。なお、法第 123 条第 2 項の規定により、法第 5 章第 4 節（開示、訂正及び利用停止）の規定については、法別表第 2 に掲げる法人による取扱いについても独立行政法人等による取扱いとみなして適用される。

開示請求は、日本国民のみならず外国人も含む全ての自然人が行うことが可能である。また、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下、特記のない限り「代理人」という。）による請求が認められている（法第 76 条第 1 項及び第 2 項）。

開示請求の対象となる情報は、「自己を本人とする保有個人情報」とされている（法第 76 条第 1 項）。

なお、自己を本人とする保有個人情報であっても、刑事事件の裁判、刑の執行等に係る保有個人情報については、法第 5 章第 4 節の規定は適用除外とされている（法第 122 条第 1 項）（9-1（適用除外等）参照）。また、行政機関情報公開法第 5 条又は独立行政法人等情報公開法第 5 条に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録された保有個人情報のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、開示等に係る規定（審査請求に係るものを除く。）の適用については、行政機関等に保有されているものとみなされず、整理された段階で規律対象となる（法第 122 条第 2 項）。

13.14 （公的部門）保有個人情報の訂正

- 第 90 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第九十八条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。
- 一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
 - 二 開示決定に係る保有個人情報であって、第八十八条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この節及び第二百二十五条において「訂正請求」という。）をすることができる。
- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報の訂正請求を行うことができる（法第 90 条第 1 項）。また、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意代理人による請求も認められている（法第 90 条第 2 項）。

行政機関等に対する訂正請求には、開示請求と同様に、①行政機関等に来所して行う場合、②訂正請求書を行政機関等に送付して行う場合、③オンラインにより行う場合がある。

訂正請求書が提出された場合、行政機関等は、①訂正請求書の内容の確認（法第 91 条第 1 項）、②訂正請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人若しくは任意代理人であることの確認（同条第 2 項）を行うとともに、必要に応じて③訂正請求書の補正（同条第 3 項）及び④事案の移送（法第 96 条）等の手続を行う。なお、訂正請求の対象となる保有個人情報は、法の規定による開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報又は法の規定による開示決定に係る保有個人情報であって他の法令の規定により開示を受けたものであることが必要となる（法第 90 条第 1 項）。

13.15 （公的部門）保有個人情報の利用停止

- 第 98 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利

用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- 一 第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
 - 二 第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この節及び第二百二十五条において「利用停止請求」という。）をすることができる。
 - 3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

何人も、自己を本人とする一定の保有個人情報、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、違法若しくは不当な行為を助長し、若しくは誘発するおそれがある方法により利用されているとき、偽りその他不正の手段により取得されているとき又は所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的のために利用され、若しくは提供されていると思料するときは、当該保有個人情報の①利用の停止、②消去又は③提供の停止（以下①から③までを合わせて「利用停止」という。）の請求を行うことができる（法第 98 条第 1 項）。また、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意代理人による請求が認められている（法第 98 条第 2 項）。

行政機関等に対する利用停止請求には、開示請求及び訂正請求と同様に、①行政機関等に来所して行う場合、②利用停止請求書を行政機関等に送付して行う場合、③オンラインにより行う場合がある。

利用停止請求書が提出された場合、行政機関等は、①利用停止請求書の内容の確認（法第 99 条第 1 項）、②利用停止請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人若しくは任意代理人であることの確認（同条第 2 項）を行うとともに、必要に応じて、③利用停止請求書の補正（同条第 3 項）等の手続を行う。ただし、番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された特定個人情報については利用停止請求ができない（番号法第 31 条）。

13.16 苦情処理

- 第 40 条 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
- 2 個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

また、苦情の適切かつ迅速な処理を行うに当たり、苦情処理窓口の設置や苦情処理の手順を定める等必要な体制の整備に努めなければならない。もっとも、無理な要求にまで応じなけれ

ばならないものではない。

なお、個人情報取扱事業者は、保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先（個人情報取扱事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合は、その団体の名称及び苦情解決の申出先を含む。）について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

13.17 対外発表時の留意点

対外発表（学会や論文での成果公表）は一般に第三者提供に当たると考えられる。個人情報保護法における「提供」とは、個人データ、保有個人データ、個人関連情報、仮名加工情報、匿名加工情報又は保有個人情報等を、自己以外の者が利用可能な状態に置くことをいい、物理的に提供されていない場合であっても、ネットワーク等を利用することにより利用できる状態であれば（利用する権限が与えられていれば）、「提供」に当たる。

個人情報取扱事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、あらかじめ本人の同意を得ないで提供してはならない。同意の取得に当たっては、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない。

ただし、学術研究機関等が個人データを提供する場合であり、かつ、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ない場合（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）は第三者への個人データの提供に当たって、本人の同意は不要である。（詳細は 6.7 を参照）この場合、個人の権利利益を不当に侵害しないような配慮が必要となる。学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ず、個人データを提供する場合であっても、本人又は第三者の権利利益の保護の観点から、提供する個人データの範囲を限定するなど、学術研究の目的に照らして可能な措置を講ずることが望ましい。

13.18 研究終了後の保管

第 22 条 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報データベース等への個人情報の入力時の照合・確認の手續の整備、誤り等を発見した場合の訂正等の手續の整備、記録事項の更新、保存期間の設定等を行うことにより、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

なお、取り扱う個人データを一律に又は常に最新化する必要はなく、それぞれの利用目的に応じて、その必要な範囲内で正確性・最新性を確保すれば足りる。

また、個人情報取扱事業者は、取り扱う個人データについて利用する必要がなくなったとき、すなわち、利用目的が達成され当該目的との関係では当該個人データを保有する合理的な理由が存在しなくなった場合や、利用目的が達成されなかったものの当該目的の前提となる事業自体が中止となった場合等は、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない⁴⁷。

⁴⁷ 「個人データの消去」とは、当該個人データを個人データとして使えなくすることであ

なお、法令の定めにより保存期間等が定められている場合は、この限りではない。

り、当該データを削除することのほか、当該データから特定の個人を識別できないようにすること等を含む。

14 講すべき安全管理措置

14.1 ポイント

個人情報取扱事業者は法第 23 条に基づき、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人データの安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

具体的に講じなければならない措置や当該措置を実践するための手法の例等については、本章を参照して検討する必要があるが、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）、個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容とすべきものであるため、必ずしも本章に記載している例示の内容の全てを講じなければならないわけではなく、また、適切な手法はこれらの例示の内容に限られない。

例えば、カメラ画像や顔認証データなどの個人データについては、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置、外的環境の把握として、以下のような措置が考えられる。

- ①組織的安全管理措置：カメラ画像等を取り扱う情報システムを使用できる従業者を限定、事業者内の責任者を定める、管理者及び情報の取扱いに関する規程等を整備する 等
- ②人的安全管理措置：従業者に対する適切な研修（個人情報保護法の適用範囲・義務規定、カメラ画像の取扱いに関する講義等）等を実施する 等
- ③物理的安全管理措置：カメラ及び画像データを保存する電子媒体等の盗難又は紛失等を防止するために、設置場所に応じた適切な安全管理を行う 等
- ④技術的安全管理措置：情報システムを使用してカメラ画像等を取り扱う場合や、IP カメラ（ネットワークカメラ、ウェブカメラ）のようにネットワークを介してカメラ画像等を取り扱う場合に、必要とされる当該システムへの技術的なアクセス制御や漏えい防止策等を講ずる（アクセス制御には適切な場合にはパスワード設定等の措置も含む。） 等
- ⑤外的環境の把握：外国において個人データを取り扱う場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずること

なお、カメラ画像がデータベースを構築していない場合には、個人データとして法第 23 条の安全管理措置を講ずる義務が直接適用される対象ではないものの、当該画像が漏えい等することがないよう、上記の各種安全管理措置を参考として適切に取り扱うことが望ましい。

14.2 Q&A

- Q14-1：従来、文部科学省や厚生労働省、経済産業省が定めていたガイドラインに従って、適切に安全管理措置を講じているが、さらに多くのことをしなければいけないのか。
- A14-1：他の法令やガイドラインに従った措置を講じていることのみをもって個人情報保護法上必要な安全管理措置を講じていると判断されるものではなく、個人情報保護法上求められる安全管理措置については、個人情報保護委員会が公表しているガイドライン（通則編）等の資料を参考に、現在講じている安全管理措置の内容を再点検し、必要に応じて見直すことも、有効な取組と考えられます。

Q14-2：個人情報の取扱いについて得た同意書は、いつまで保管すればいいのか。長期保存は難しい。

A14-2：当該同意書が第三者提供に係る確認記録義務の規定に基づく記録（法第 29 条第 1 項及び規則第 20 条第 1 項第 2 号イ又は法第 30 条第 3 項及び規則第 24 条第 1 項第 2 号イ）に当たる場合には、各規定において求められる期間保存する必要があります。当該記録に当たらない場合においても、最低限、個人情報の取扱いを継続している間は保管することが望ましいと考えられます。取扱いを開始する段階で、取扱いや保管の期間を決め、それに対応するかたちで検討を行うという方法もあります。

Q14-3：個人データが入った PC を外部に持ち運んでもいいのか。

A14-3：個人データを取り扱う場合には、必要な安全管理措置等を適切に講じることが求められます。

Q14-4：倫理審査委員会への申請書類に、個人データの保管場所の明記を求められるが、どのように記載すればいいのかわかりません（サーバが分散されている等）。また、そもそもクラウド上に保管することは許されますか。

A14-4：当該倫理審査委員会の基準に従ってください。法令上、クラウド利用が一律禁止されているわけではありません。

Q14-5：倫理審査規定に、個人情報は所属機関内に保管することとあるが、この規定は必要か。

A14-5：当該倫理審査委員会の基準に従ってください。法令上、個人情報を所属機関内に保管する義務は課せられていませんが、安全管理措置の観点から適切に取り扱っていただく必要があります。

Q14-6：データの受け渡しでクラウドを利用しなければならないシーンがあります。例えば、個人情報等をそのまま置くことはせず、必ず暗号化するなど、配慮すべきことはありますか。

A14-6：倫理審査委員会等、ご自分の所属組織のルールに従うことに加えて、本章を参考に必要な安全管理措置を講じていただく必要があります。クラウド上に個人情報を置くことが許されている場合でも、例えば、強固なパスワードを施す、そのパスワードの受け渡しに配慮することなどの措置を講じることが望ましいです。

Q14-7：データの暗号化にはどのようなメリットがありますか？

A14-7：データを暗号化した場合、データの漏えいが起きても被害を最小限に抑えることができるため、安全管理措置としてとても意味があります。また、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データについて、高度な暗号化等の秘匿化がされている場合等、「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」が講じられている場合については、報告及び本人通知を要しないとされています。さらに、暗号化はデータの消去にも役立ちます。データの消去は、物理的消去、電磁的消去到

よって行われてきましたが、これに加えて暗号化データの鍵を消去する論理的消去もデータ消去として認める動きがあります。NII Research Data Cloud では、このような考えのもとに、データの暗号化機能や秘匿解析機能をサポートしていく予定です。

14.3 基本方針の策定

第 23 条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

個人情報取扱事業者は、個人データの適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、基本方針を策定することが重要である。

具体的に定める項目の例としては、「事業者の名称」、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「安全管理措置に関する事項」、「質問及び苦情処理の窓口」等が考えられる。

14.4 個人データの取扱いに係る規律の整備

個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい等の防止その他の個人データの安全管理のために、個人データの具体的な取扱いに係る規律を整備しなければならない。

表 14-1 個人データの取扱いに係る規律の整備

講じなければならない措置	手法の例示	中小規模事業者における手法の例示
○個人データの取扱いに係る規律の整備	取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者及びその任務等について定める個人データの取扱規程を策定することが考えられる。なお、具体的に定める事項については、以降に記述する組織的安全管理措置、人的安全管理措置及び物理的安全管理措置の内容並びに情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して個人データを取り扱う場合（インターネット等を通じて外部と送受信等する場合を含む。）は技術的安全管理措置の内容を織り込むことが重要である。	・個人データの取得、利用、保存等を行う場合の基本的な取扱方法を整備する。

14.5 組織的安全管理措置

個人情報取扱事業者は、組織的安全管理措置として、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 組織体制の整備

安全管理措置を講ずるための組織体制を整備しなければならない。

(2) 個人データの取扱いに係る規律に従った運用

あらかじめ整備された個人データの取扱いに係る規律に従って個人データを取り扱わなければならない。

なお、整備された個人データの取扱いに係る規律に従った運用の状況を確認するため、利用状況等を記録することも重要である。

(3) 個人データの取扱状況を確認する手段の整備

個人データの取扱状況を確認するための手段を整備しなければならない。

(4) 漏えい等の事案に対応する体制の整備

漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に適切かつ迅速に対応するための体制を整備しなければならない。

なお、漏えい等の事案が発生した場合、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事案に応じて、事実関係及び再発防止策等を早急に公表することが重要である。

(5) 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し

個人データの取扱状況を把握し、安全管理措置の評価、見直し及び改善に取り組まなければならない。

表 14-2 組織的安全管理措置

講じなければならない措置	手法の例示	中小規模事業者における手法の例示
(1) 組織体制の整備	(組織体制として整備する項目の例) ・個人データの取扱いに関する責任者の設置及び責任の明確化 ・個人データを取り扱う従業者及びその役割の明確化 ・上記の従業者が取り扱う個人データの範囲の明確化 ・法や個人情報取扱事業者において整備されている個人データの取扱いに係る規律に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制 ・個人データの漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制 ・個人データを複数の部署で取り扱う場合の各部署の役割分担及び責任の明確化	・個人データを取り扱う従業者が複数いる場合、責任ある立場の者とその他の者を区分する
(2) 個人データの取扱いに係る規律に従った運用	個人データの取扱いに係る規律に従った運用を確保するため、例えば次のような項目に関して、システムログその他の個人データの取扱いに係る記録の整備や業務日誌の作成等を通じて、個人データの取扱いの検証を可能とすることが考えられる。 ・個人情報データベース等の利用・出力状況 ・個人データが記載又は記録された書類・媒体等の持	・あらかじめ整備された基本的な取扱方法に従って個人データが取り扱われていることを、責任ある立場の者が

	- ち運び等の状況 ・個人情報データベース等の削除・廃棄の状況（委託した場合の消去・廃棄を証明する記録を含む。） ・個人情報データベース等を情報システムで取り扱う場合、担当者の情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）	確認する。
(3) 個人データの取扱状況を確認する手段の整備 例えば次のような項目をあらかじめ明確化しておくことにより、個人データの取扱状況を把握可能とすることが考えられる。	・個人情報データベース等の種類、名称 ・個人データの項目 ・責任者・取扱部署 ・利用目的 ・アクセス権を有する者 等	・あらかじめ整備された基本的な取扱方法に従って個人データが取り扱われていることを、責任ある立場の者が確認する。
(4) 漏えい等の事案に対応する体制の整備 漏えい等の事案の発生時に例えば次のような対応を行うための、体制を整備することが考えられる。	・事実関係の調査及び原因の究明 ・影響を受ける可能性のある本人への連絡 ・個人情報保護委員会等への報告 ・再発防止策の検討及び決定 ・事実関係及び再発防止策等の公表 等	・漏えい等の事案の発生時に備え、従業者から責任ある立場の者に対する報告連絡体制等をあらかじめ確認する。
(5) 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し	・個人データの取扱状況について、定期的に自ら行う点検又は他部署等による監査を実施する。 ・外部の主体による監査活動と合わせて、監査を実施する。	・責任ある立場の者が、個人データの取扱状況について、定期的に点検を行う。

14.6 人的安全管理措置

個人情報取扱事業者は、人的安全管理措置として、次に掲げる措置を講じなければならない。
また、個人情報取扱事業者は、従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、法第24条に基づき従業者に対する監督をしなければならない。

○従業者の教育

従業者に、個人データの適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行わなければならない。

表 14-3 人的安全管理措置

講じなければならない措置	手法の例示	中小規模事業者における手法の
--------------	-------	----------------

		例示
○従業員の教育	・個人データの取扱いに関する留意事項について、従業者に定期的な研修等を行う。 ・個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則等に盛り込む。	(同左)

14.7 物理的安全管理措置

個人情報取扱事業者は、物理的安全管理措置として、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 個人データを取り扱う区域の管理

個人情報データベース等を取り扱うサーバやメインコンピュータ等の重要な情報システムを管理する区域（以下「管理区域」という。）及びその他の個人データを取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）について、それぞれ適切な管理を行わなければならない。

(2) 機器及び電子媒体等の盗難等の防止

個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、適切な管理を行わなければならない。

(3) 電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止

個人データが記録された電子媒体又は書類等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう、安全な方策を講じなければならない。

なお、「持ち運ぶ」とは、個人データを管理区域又は取扱区域から外へ移動させること又は当該区域の外から当該区域へ移動させることをいい、事業所内の移動等であっても、個人データの紛失・盗難等に留意する必要がある。

(4) 個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄

個人データを削除し又は個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄する場合は、復元不可能な手段で行わなければならない。

また、個人データを削除した場合、又は、個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存することや、それらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて証明書等により確認することも重要である。

表 14-4 物理的安全管理措置

講じなければならない措置	手法の例示	中小規模事業者における手法の例示
(1) 個人デ	(管理区域の管理手法の例)	・個人データを取り扱う

ータを取り扱う区域の管理	・入退室管理及び持ち込む機器等の制限等 なお、入退室管理の方法としては、ICカード、ナンバーキー等による入退室管理システムの設置等が考えられる。 (取扱区域の管理手法の例) ・間仕切り等の設置、座席配置の工夫、のぞき込みを防止する措置の実施等による、権限を有しない者による個人データの閲覧等の防止	ことのできる従業者及び本人以外が容易に個人データを閲覧等できないような措置を講ずる。
(2) 機器及び電子媒体等の盗難等の防止	・個人データを取り扱う機器、個人データが記録された電子媒体又は個人データが記載された書類等を、施錠できるキャビネット・書庫等に保管する。 ・個人データを取り扱う情報システムが機器のみで運用されている場合は、当該機器をセキュリティワイヤー等により固定する。	(同左)
(3) 電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止	・持ち運ぶ個人データの暗号化、パスワードによる保護等を行った上で電子媒体に保存する。 ・封緘、目隠しシールの貼付けを行う。 施錠できる搬送容器を利用する。	・個人データが記録された電子媒体又は個人データが記載された書類等を持ち運ぶ場合、パスワードの設定、封筒に封入し鞆に入れて搬送する等、紛失・盗難等を防ぐための安全な方策を講ずる。
(4) 個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄	(個人データが記載された書類等を廃棄する方法の例) ・焼却、溶解、適切なシュレッダー処理等の復元不可能な手段を採用する。 (個人データを削除し、又は、個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄する方法の例) ・情報システム(パソコン等の機器を含む。)において、個人データを削除する場合、容易に復元できない手段を採用する。 ・個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等の手段を採用する。	・個人データを削除し、又は、個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄したことを、責任ある立場の者が確認する。

14.8 技術的安全管理措置

個人情報取扱事業者は、情報システム(パソコン等の機器を含む。)を使用して個人データを取り扱う場合(インターネット等を通じて外部と送受信等する場合を含む。)、技術的安全管理措置として、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) アクセス制御

担当者及び取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行わなければならない。

(2) アクセス者の識別と認証

個人データを取り扱う情報システムを使用する従業者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証しなければならない。

(3) 外部からの不正アクセス等の防止

個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入し、適切に運用しなければならない。

(4) 情報システムの使用に伴う漏えい等の防止

情報システムの使用に伴う個人データの漏えい等を防止するための措置を講じ、適切に運用しなければならない。

表 14-5 技術的安全管理措置

講じなければならない措置	手法の例示	中小規模事業者における手法の例示
(1) アクセス制御	・個人情報データベース等を取り扱うことのできる情報システムを限定する。 ・情報システムによってアクセスすることのできる個人情報データベース等を限定する。 ・ユーザーID に付与するアクセス権により、個人情報データベース等を取り扱う情報システムを使用できる従業者を限定する。	・個人データを取り扱うことのできる機器及び当該機器を取り扱う従業者を明確化し、個人データへの不要なアクセスを防止する。
(2) アクセス者の識別と認証	(情報システムを使用する従業者の識別・認証手法の例) ・ユーザーID、パスワード、磁気・IC カード等	・機器に標準装備されているユーザー制御機能（ユーザーアカウント制御）により、個人情報データベース等を取り扱う情報システムを使用する従業者を識別・認証する。
(3) 外部からの不正アクセス等の防止	・情報システムと外部ネットワークとの接続箇所にファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断する。 ・情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を導入し、不正ソフトウェアの有無を確認する。 ・機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を	・個人データを取り扱う機器等のオペレーティングシステムを最新の状態に保持する。 ・個人データを取り扱う機器等にセキュリティ対策ソフトウェア等を導入し、自動更新機能等の活

	最新状態とする。 ・ログ等の定期的な分析により、不正アクセス等を検知する。	用により、これを最新状態とする。
(4) 情報システムの使用に伴う漏えい等の防止	・情報システムの設計時に安全性を確保し、継続的に見直す（情報システムのぜい弱性を突いた攻撃への対策を講ずることも含む。）。 ・個人データを含む通信の経路又は内容を暗号化する。 ・移送する個人データについて、パスワード等による保護を行う。	・メール等により個人データの含まれるファイルを送信する場合に、当該ファイルへのパスワードを設定する。

14.9 外的環境の把握

個人情報取扱事業者が、外国において個人データを取り扱う場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

【参考】検討体制

オープンサイエンスを推進するデータ基盤とその利活用に関する検討委員会 構成員

2022 年 7 月 27 日現在

(座長)	喜連川 優	国立情報学研究所所長
	生貝 直人	一橋大学大学院法学研究科准教授
	石井 夏生利	中央大学国際情報学部教授
	岡村 久道	英知法律事務所 弁護士 国立情報学研究所客員教授
	奥邨 弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
(座長代理)	佐藤 健	国立情報学研究所情報学プリンシプル研究系教授
	宍戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授 国立情報学研究所客員教授
	高橋 克巳	NTT 社会情報研究所 チーフ・セキュリティ・サイエンティスト 国立情報学研究所特任研究員
	西貝 吉晃	千葉大学大学院社会科学研究院准教授
	森 亮二	英知法律事務所 弁護士 国立情報学研究所客員教授
	山地 一禎	国立情報学研究所教授 オープンサイエンス基盤研究センター長
	吉川 正俊	京都大学大学院情報学研究科教授

権利者：大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構

国立情報学研究所

第 1 版公表 2022 年 7 月 27 日

CC BY-ND

現著作者の表示・改変禁止の条件で、作品の利用を許可します。

